

議会改革検討結果

平成27年3月

豊島区議会

はじめに

豊島区議会では、平成23年7月に議会改革検討会を立ち上げ、その中で22項目にわたる議会改革の検討に着手いたしました。その検討結果を受け、豊島区議会としての結論を出すべく、正副幹事長会において、鋭意、検討を行ってきた次第です。

議員各位の熱心な討議により、豊島区議会として議会改革が大きく前進し、実施に移されたことは、私にとりましても大変大きな喜びであります。

検討22項目のうち、「議会報告会」「意見陳述制度」「広報編集委員会の設置」など実施に移されたものも多く、開かれた、分かりやすい議会を目指す豊島区議会が丸となって、このような改革を行うことができたことは、大変意義深いものです。

また、豊島区議会として初めて区議会だより「議会改革特集号」を発行し、豊島区議会の議会改革を行う決意を区民に周知できたことは、画期的な取り組みであるといえます。

本報告での議論を踏まえ、今期意見が分かれて結論に至らなかった項目については、議会改革を風化させることなく引き続き来期の議会改革につなぐため、平成27年第1回定例会において、「議会改革の推進に関する決議」を豊島区議会として全会派一致で可決しました。

今後も豊島区議会が不断の検討を継続し、より一層、豊島区議会が発展していくことを願うばかりであります。

平成27年3月吉日

豊 島 区 議 会
議 長 本 橋 弘 隆

【目次】

◎豊島区議会 議会改革の検討について	1
1 議会事務局の体制について	3
2 会議録について	3
3 議会広報紙について	3
4 議会改革にかかる区民アンケートについて	4
5 議場警備員について	5
6 費用弁償について	5
7 予特・決特について	6
8 一般質問について	7
9 インターネット中継について	9
10 議員個人の議決表明について	10
11 年間の議会日程について	11
12 緊急時の議会の機能について	11
13 議会報告会について	11
14 議会基本条例について	12
15 請願・陳情者の意見陳述制度について	13
16 討議のあり方について	13
17 議決事項について	15
18 傍聴制度について	15
19 土日・夜間議会について	17
20 正副議長の報酬の見直しについて	17
21 議長車・タクシーチケットの廃止について	18
22 議員の健康診査の廃止について	19

【附属資料】

○豊島区議会の議決すべき事件に関する条例	22
○豊島区議会広報編集委員会設置要綱	23
○豊島区議会災害対策本部設置要綱	24
○平成26年度 豊島区議会 議会報告会実施要綱	26
○請願・陳情者の意見陳述制度申合せ事項	27
○議会改革の推進に関する決議	29

【参考資料】

- 議会改革検討会 25年検討結果報告
- 議会改革検討会 24年検討結果報告

◇ 本報告は、各検討項目における「検討結果」及び結論に至っていない場合は、各意見を記載しています。

「◆」…結論が出た項目。

「★」…結論に至らなかった項目。

◇意見の中に出てくる会派名は、現在の会派名（略称）を記載しています。

◎豊島区議会 議会改革の検討について

この議会改革検討結果は、平成23年度から平成26年度までの豊島区議会における議会改革の取り組み状況についてまとめています。

豊島区議会では、区民に開かれた、より一層わかりやすい議会運営を実現するため平成23年7月に正副幹事長会（※）のもとに議会改革検討会を立ち上げ、平成26年1月まで議会運営など議会全般にわたる22項目について検討を行いました。

議会改革検討会による検討結果報告を踏まえ、正副幹事長会では、さらに議論を尽くし、22項目について協議を行いました。

その協議結果を踏まえ、議員発議による「豊島区議会の議決すべき事件に関する条例」を全員一致で可決し、施行しました。この条例により、基本構想や都市宣言などを議会の議決すべき事件とし、意思決定機関として、議会の機能を強化することになります。

また、平成26年第3回定例会から陳述者の願意を明確にするための意見陳述制度を実施し、平成26年11月には、第1回議会報告会を開催いたしました。新庁舎移転後は、インターネットによる議会中継を拡大することが決まっており、区民に開かれた議会を目指す議会改革は大きく進展いたしております。

さらに、議場警備員の廃止や音声認識システムの導入は、議会経費の削減につながりました。

今後も豊島区議会の不断の努力と意気込みにより、議会改革を着実に推進して参ります。

（※）正副幹事長会：豊島区議会では、各会派の代表者によって構成される会議のことをいいます。議会全般の諸問題について、各会派間の意見調整（協議）をおこなっています。

【協議の結果、実現した改革】

年 月	実現した改革
平成24年4月	議会事務局体制の強化
	会議録作成期間の短縮
平成25年3月	広報編集委員会の設置
平成25年5月	議会独自の災害対策本部の設置
平成25年第3回定例会	議場警備員の廃止
平成26年4月	年間議会日程をホームページで公表
平成26年第2回定例会	議決事項の追加の条例制定
平成26年第3回定例会	意見陳述制度の実施（試行）
平成26年11月17日	第1回豊島区議会 議会報告会の開催
平成27年5月～	インターネット中継の拡大

1. 議会事務局の体制について（議会の自立・権能）

（1）議会事務局の体制 ◆（実施済）

平成24年度から新組織体制

地方分権改革の進展、議会改革の広がりなど区議会をめぐる社会情勢が変化している中、議会事務局は、議員の調査活動の支援体制を強化し、政策立案や調査能力の向上を図るため、平成24年から政策調査グループを新たに組織する。

2. 会議録について（分かりやすい議会）

（1）会議録作成の迅速化 ◆（実施済）

平成24年4月、音声認識システム導入

会議録作成にかかる作業の効率化をはかり、会議録完成までの期間を短縮するため、平成24年度から臨席速記を廃止し、新たに音声認識システムを導入する。

3. 議会広報紙について（分かりやすい議会）

（1）メールアドレスの掲載 ◆（実施済）

平成26年第1回定例会号から区議会事務局のメールアドレスを掲載

区民からの声を議会に反映できるように、平成26年第1回定例会号の区議会だよりから区議会事務局のメールアドレスを掲載する。

（2）特別委員会の活動状況の掲載 ◆（実施済）

平成25年第2回定例会号から特別委員会の活動状況を掲載

議会における特別委員会の活動状況をさらに充実して掲載すべきであるため、平成25年第2回定例会号の区議会だよりから特別委員会の活動状況を掲載する。

（3）編集委員会の設置 ◆（実施済）

平成25年3月、広報編集委員会を設置

○豊島区議会広報編集委員会設置要綱

議会活動を広く区民に周知し、区民の議会に対する理解を深め、信頼を高めるとともに、より開かれた、分かりやすい議会を目指すため、新たに広報編集委員会を平成25年3月に設置する。

広報編集委員会は、議会広報紙の編集、議会のホームページ、議会日程の告知ポスターを所掌する。

(4) 全戸配布 ★

広報としまの全戸配布と同時に実施することが望ましいが、経費増が見込まれることから、実施効果を考慮しつつ、配布時期・回数を検討のうえ導入する。

(実施に向け検討すべきとする意見)

- ・区内の新聞購読状況が全世帯数の約6割である現状を踏まえると、全戸配布の意義はある。(公明党)
- ・高齢者などの見守りのことを考えると区議会だよりを全戸配布する必要がある。ただし、経費増の側面を考慮に入れると実施時期は慎重に見定めるべき。(自民党豊島区議団・自治みらい)
- ・広報としまとの同時配布、発行部数、配布先についてはさらに検討の必要がある。(みんなの豊島)
- ・全戸配布の委託先については、シルバー人材センターも考慮に入れ検討すべき。(日本共産党)

4. 議会改革にかかる区民アンケートについて

(開かれた議会)

(1) アンケートの実施 ★

区民の(議会に対する)意識調査を早期に実施し議会改革に役立てるべきとする意見と、アンケートの目的、内容などの具体的な取扱いを決めてから実施すべきとの意見があり、一致に至っていない。

(調査を早期に実施すべきとする意見)

- ・アンケートから始める議会改革もあり、区民の議会に対する評価の現状把握が必要。(公明党)
- ・議会改革検討における早い段階で議会改革の課題を発見し整理することが必要。区民の意識を踏まえた改革とするため、意識調査を先行実施すべき。(公明党)

(内容、実施時期等の検討が必要とする意見)

- ・議会改革を始めるための区民意見を聴取するには、アンケート内容のさらなる検討が必要。(自治みらい)
- ・目的、内容、結果の反映など、具体的な取扱いが決まらない中では、アンケート結果に引きずられ、議員の自由な議論が展開されない恐れがあることから、実施は慎重にすべき。(自民党豊島区議団)
- ・議会改革検討会の議論を充実させ、改革の姿勢を区民に示す段階で、区民の意向を聴くので足りる。(自民党豊島区議団)

- ・ 広く漠然とした論点について意識調査を行うよりも議会の議会改革についての考えを示したうえでの区民アンケートとすべき。(日本共産党)
- ・ 他自治体の事例等から、議会基本条例の議論が高まっていない現段階でのアンケート実施は時期尚早。(みんなの豊島)

5. 議場警備員について（議会経費）

(1) 議場警備員の廃止 ◆（実施済）

平成25年第3回定例会から議場警備員の廃止

議場内の警備員配置は、平成25年第3回定例会から廃止する。

ただし、議場内及び傍聴席において警備員の配備が必要な状況が見込まれる場合には、配置する。

なお、警備員の廃止に伴う本会議中の議場周辺の保安維持については、本庁舎警備態勢の中で巡回の強化により対応する。

6. 費用弁償について（議会経費）

(1) 費用弁償の廃止（見直し）★

① 費用弁償の廃止、②費用弁償の日額を廃止し実費相当額とするべき、③費用弁償の日額を引き下げてきた経緯（平成16年支給分から3千円。それ以前は5千円。）を踏まえ諸雑費を含む費用弁償のあり方の見直しは慎重に行うべきとの意見があり、一致に至っていない。

（現行の日額による費用弁償は説明がつきにくいとする意見）

- ・ 今後、身体に障害のある議員や車の使用が日常的に必要な議員が現れた場合には活動を保障するため、実費弁償としての費用弁償が必要。(公明党)
- ・ 本会議や委員会の出席に対しての日当や日額旅費としての支給は必要ない。廃止すべき。(日本共産党)
- ・ 費用弁償を交通費という範囲で考えた場合必要がなく、廃止の方向でよい。(自治みらい)
- ・ 費用弁償として実費分を支払う余地もあるが、議員報酬から充てるので足りる。平成24年4月分からは会派の全議員が法務局に供託している。(みんなの豊島)
- ・ 日額として一定額の3千円が交通費なのか必要経費なのか不明確であり区民にはわかりにくい。費用弁償の明確な定義づけができない限り、廃止するべき。(みんなの豊島)

（見直しは慎重に行うべきとする意見）

- ・ 報酬審議会等の議論にも関係するため、時間をかけて、今後の方向性を検討することが必要。(自民党豊島区議団)

- ・法的な根拠も明確で、議員が費用弁償を受ける権利を裁判所も認めている。引続き支給すべき。見直しにはさらに慎重な検討が必要。(自民党豊島区議団)

(その他意見)

- ・費用弁償が支給されなくなった場合には、議員報酬の議論となり、報酬審議会などの議論を見守ることも必要。(公明党)

7. 予特・決特について(分かりやすい議会)

(1) 会議体のあり方(全議員による審査の実施)★

予算・決算の特別委員会における審査は議員の最重要の任務の一つであることから、全議員による審査を行うべきとする意見と、現状でも会派を通して毎年の審査に参加することができ、かつ、議員が区政全般に係る監視能力を養う有用性があることから、半数の議員が2年に1回、委員を務める方式を維持するべきとの意見があり、一致に至っていない。

なお、全議員による審査を実施する場合でも、分科会方式による審査を支持する意見と、全議員により全款の審査を行う方式を支持する意見があった。

(全議員で審査を行うべきとする意見)

- ・議員は個々に選ばれており、現行の4年のうち2年(現行方式)の審査では、議員の職責を果たすうえで不十分。全議員(分科会方式を含む。)による審査は議員の最優先事項である予算・決算に係る実質的な審査に毎年参加できる制度として優れている。一人会派の審査参加を保障するメリットがある。(自治みらい・みんなの豊島)
- ・分科会方式は短い日程で審議時間を多く確保できるなど、行政に対するチェック機能を働かせることができる。款別審査を行う分科会では他の款に関する発言はできないとの反対意見があるが、総括質疑を充実させ、審査日程、日数等を工夫すれば問題ない。(公明党)
- ・費用弁償等の予算上の問題がクリアできるのであれば、全員参加で実施するのが本筋。(自治みらい)
- ・現行の方式を維持するとしても全議員で審査を行うべき。(自治みらい)
- ・まずは全議員による審査を追求すべき。(現行方式)の審査では不可能であれば全議員による分科会方式での審査を行うべき。(みんなの豊島)

(現行の審査方式を維持するのでよいとする意見)

- ・現行の予特・決特委員数は会派の半数になるものの、会派全員で審査を行っている認識はある。(公明党)
- ・4年に2度ではあっても、審査内容について情報共有する中で予算決算の審査内容について情報共有している。(自民党豊島区議団)
- ・決算での議論を予算の審査に活用することが期待されている現行方式では、一人あたりの質疑時間を確保する必要がある。全員参加方式では一人あたりの質疑時間が十分に確保できない。(日本共産党)
- ・全議員による分科会方式の場合には審議できる項目が限定されるため、本当に予算・決算審

査に全員が関わっていると言えるか疑問。(日本共産党)

- ・分業体制による分科会方式で行わなければならないなら、同時開催の問題など現状施設での実現は困難。(日本共産党)
- ・款別だけで審査できる議題は少なく、様々な部署に跨る施策もあるため、多くの関係理事者を臨席させる必要が高いため、全議員参加方式は難しい。(日本共産党)
- ・専門化の方向は議員の審査能力育成などの点で疑問がある。(日本共産党)
- ・現行方式は少数(半数)による集中審議を可能としており優れている。現行の質疑時間は少ないので、時間枠制度は廃止すべき。(日本共産党)

(その他意見)

- ・全議員で審査することの効果は疑問だが、会派に所属していない場合は現行の方式では不都合があると感じる。(日本共産党)

8. 一般質問について(分かりやすい議会)

(1) 質問方式 ★

多分野に跨る課題や重層的な論点を質すうえでの有用性から従前どおりの一括方式を維持すべきとする意見と、論点が明確になり区民に分かりやすい一問一答方式を導入すべきとの意見があるが、一致には至っていない。

なお、一問一答方式を採用する場合において、一括方式との併用あるいは選択を採用すべきとの意見が多数を占めた。

(一問一答方式を導入すべきとする意見)

- ・一問一答方式は質疑応答の関係が明確で、区民にとって大変分かりやすい。(公明党・みんなの豊島)
- ・一括方式の長所と一問一答方式の長所を認めつつ、一問一答方式と一括方式のいずれかを選択若しくは併用することを議員が選択できる運用にすべき。(公明党)
- ・効率的な会議運営と活発な議論の場を目指すとするならば、一問一答方式は優れている。(みんなの豊島)
- ・一問一答方式に切り替えたうえで元に戻すことは避けるべき。当面は柔軟に併用型による選択方式を導入するのがよい。(みんなの豊島)

(一問一答方式の導入には慎重であるべきとする意見)

- ・豊島区議会が永年実施し定着している現行方式を重んじる観点から、一問一答方式や併用型の導入には慎重であるべき。(自民党豊島区議団)
- ・一問一答方式は確かに分かりやすいが、答弁者が入れかわり立ちかわり答弁する場合には、かえって時間がかかり不経済。(日本共産党)
- ・実際に一問一答を行っていない状況では、その導入についてのイメージが持てない。(日本共産党・自治みらい)
- ・一問一答方式の場合に質問時間のみの持ち時間制とするのか、答弁時間を含めた持ち時間制

とするのか、後者であれば質問時間が短くなる可能性もあり、その点の検討が必要。(日本共産党)

(設備との関係も考慮すべきとする意見)

- ・一問一答方式では演壇若しくは質問者席(対面方式)からの質問が想定される。費用のかからない方法にすべき。(公明党)
- ・一問一答方式を導入した場合、インターネット中継におけるカメラと演壇の位置関係を整理すべき。(日本共産党)
- ・一問一答方式と一括方式の併用にすれば、マイクの設定や位置について検討が必要。(自民党豊島区議団)

(2) 持ち時間制 ★

持ち時間制を廃止すべきとする意見と現行の一括質問方式による持ち時間制を変更する必要はないとの意見があり、一致には至っていない。

一問一答方式を採用した場合でも現行の質問時間は確保すべきとの意見があった。

(持ち時間制は維持すべきとする意見)

- ・現行の一括方式による質問時間は確保したいが、質疑応答(答弁も含めた)全体の持ち時間制の検討も必要。(公明党)
- ・豊島区議会の伝統を重視すれば、今までどおりの一括質問方式と持ち時間制は維持すべき。(自民党豊島区議団)
- ・質問時間は従来どおり確保すべき。一問一答方式を導入する場合でも、現行の質問時間を確保することが前提。(自治みらい)

(持ち時間制は廃止すべきとする意見)

- ・持ち時間制は廃止して自由闊達に議論するための仕組みづくりが必要。(日本共産党)

(一問一答方式による持ち時間制を検討すべきとする意見)

- ・26市における多様な質問方式、持ち時間制等を参考にしつつ、最も効率的な形で、活発に議論できるよう、一般質問の方式と持ち時間制のあり方を整理すべき。(みんなの豊島)
- ・持ち時間制を維持しつつ、一問一答方式を採用すべき。(みんなの豊島)
- ・持ち時間は会議運営上必要であることから、一問一答と一括方式の併用方式の中で時間配分が現実に適合するような運用にすべき。(みんなの豊島)
- ・発言者の質問時間をある程度決めることは会議運営上最低限必要。(みんなの豊島)

(3) 会議時間・日程 ★

①開議時刻を10時からとし、かつ、現行の2日間とする意見、②開議時刻は現行13時のままとし日数を1日増やし3日間とする意見、③現行の日程(13時開議・2日間)を維持すべきとの意見があったが、三意見の一致には至っていない。

(時間・日数を変更すべきとする意見)

- ・質疑時間を確保するため、2日間の場合は午前中に開会すべき。午後1時から開会の場合は日程を3日間にすべき。3日間の場合は現状の持ち時間制を前提に午後5時ぐらいの終了が可能となる点で改善が図られる。(自治みらい・みんなの豊島)
- ・質問者は熟考のうえ質問をしており、明確な答弁を求めていることから、日程は3日間、場合により4日間もあり得る。午後の時間だけでも(一般質問を聴き続けるのは)大変という思いがあり、午前中からの開会には反対。(日本共産党)
- ・1日増やし3日とする場合、増分(日数分)は本会議最終日を後ろにずらすべき。2日間では終了時間が遅くなり、行政側の職員の業務(超過勤務等)への影響も考慮すべき。(日本共産党)

(長時間化の原因を検討すべきとする意見)

- ・2日間で終わらせるべき。現状の会議時間が長時間になる原因をさらに検討のうえ対策を講ずるのが筋であり問題は解決しない。やみくもに2日を3日、4日とすることは避けるべき。(自民党豊島区議団・公明党)

(4) 一般質問と代表質問の区分 ★

現状の一般質問は、代表質問と個別質問が混然一体として行われている実態があり、代表質問と一般質問を分けて実施する必要はないとの意見が多数を占めた。

(一般質問として従前どおり行うべきとする意見)

- ・代表質問、個別質問のあり方は会派の選択に委ねるべきである。(自民党豊島区議団・公明党)
- ・各会派とも常識的な範囲で一般質問をすることが重要。(自民党豊島区議団)
- ・一般質問と呼んでいるが、会派を代表しての質問と認識している。代表質問か一般質問かにこだわるべきではない。(自民党豊島区議団・公明党)
- ・短くする前提で代表質問と一般質問を分けて行うべきではない。(日本共産党)
- ・曖昧な定義によりうまくいっている面もあり、変える必要はない。すべての一般質問について会派の納得が肝要。(みんなの豊島)
- ・現状では十分質問時間を確保しつつ、申合せの持ち時間に沿って各会派が常識に基づいて行っている。(自治みらい)

9. インターネット中継について(開かれた議会)

(1) インターネット中継の拡大 ◆(決定済)

常任委員会・特別委員会のインターネット中継を拡大(新庁舎から)

録画中継は、新庁舎から常任委員会・特別委員会・議会運営委員会についても拡大して実施する。

(2) ライブ中継の拡大（新庁舎から）◆（決定済）

本会議、予算・決算特別委員会のインターネットライブ中継を実施
（新庁舎から）

新庁舎からインターネットライブ中継は、本会議、予算・決算特別委員会で実施する。

なお、公式な記録は会議録とし、議員個人の発言は、議員の責任で十分注意し、不穏当発言等があった場合、録画分より修正して配信する。

10. 議員個人の議決表明について（分かりやすい議会）

(1) 議員個人の議決表明の公表 ★

区民に議員個人の議員活動を知らせるためにも、議員個人の議決表明を公表すべきとする意見と、会派単位の公表で十分であり、区議会だよりの紙幅の関係上、掲載困難であることなどから必要ないとの意見が出され、一致には至っていない。

(公表すべきとする意見)

- ・議員個人の議決表明は公表すべきだが、実施内容、方法等の詳細については今後の課題。方向性は示すべき。(自治みらい)
- ・区民に議員個人の議員活動をわかりやすくするために必要。(自治みらい)
- ・会派の意思表示が前提であっても、個人の意思が公表されてよい。公表の仕方（ホームページ、区議会だよりにおける表記等）が課題。(公明党)

(さらに議論して整理すべきとする意見)

- ・豊島区議会における会派とは「政策集団」と定義しているので、会派内で意見が分かれることは想定困難。会派のあり方論から整理すべき。(自民党豊島区議団)
- ・電子採決システムの導入に係る検討結果も参考とすべき。(公明党)
- ・公表の必要性が高いとは思えないが、個人の議決表明を公表しても差し支えはない。(日本共産党)

(2) 電子採決システムの導入 ◆（インフラ整備は決定済）

電子採決システムのインフラ整備は進め、本区議会が電子採決を運用するか否かは、別途の判断を行う。

本会議場の採決システムについては、新庁舎では、本会議場を多目的に使用することを考慮に入れ、議場システム導入業者の提案を待ち、インフラ整備を進める。

なお、本区議会が電子採決を運用するか否かは、別途の判断を行う。

1 1. 年間の議会日程について（分かりやすい議会）

（1）年間の議会日程の作成・公表 ◆（実施済）

平成26年4月から年間の議会日程をホームページで公表

年間の議会日程を公表することにより、議会傍聴や区民等が参加する会議・イベントなど諸活動の予定が組みやすくなる。

開かれた議会をめざすためには、区民が傍聴しやすい仕組みをつくる必要があり、区民の関心を高めていく必要があるため、年間の議会日程を決め、区民に周知を行う。なお、年間の議会日程に変更があれば、その都度修正を行う。

1 2. 緊急時の議会機能について（議会の自立・権能）

（1）議会独自の災害対策本部の設置 ◆（実施済）

平成25年5月から豊島区議会独自の災害対策本部を設置し、議会・議員の役割等を規定

○豊島区議会災害対策本部設置要綱

大規模な災害等が発生した場合に、正常な形での議会活動が困難となる場合を想定し、議事機関のあり方を議員間で共有しておくことに意義がある。

本区議会は、緊急時の議会・議員の役割や、区との連携・関与について定めた災害対策本部設置要綱を制定し、区民の生命を守るべき立場の議会として本来の機能を早期に発揮できるようにする。

1 3. 議会報告会について（開かれた議会）

（1）議会報告会の実施 ◆（実施済）

豊島区議会 議会報告会を開催する。

平成26年11月17日に第1回議会報告会を開催

○平成26年度 豊島区議会 議会報告会実施要綱

議会報告会は、議会としての意思決定の内容を区民に伝えるとともに、地域の課題を区民から聴取する場である。

議会が区民の前に直接出向き、議案等の審議過程や審議結果を報告することは、政策決定の透明性を確保し、説明責任を果たすことにつながる。このことを通じて、議会の存在意義をより明確にすることが求められている。

区民に身近な開かれた議会とする観点から、これまでになかった新しい広報・広聴機能としての議会報告会を実施する。

14. 議会基本条例について（条例）

（1）議会基本条例の制定 ★

- ① 議会改革を継続し、区民との関係を明確にするため、議会基本条例を制定すべき
- ② 豊島区自治の推進に関する基本条例に区議会の規定があることから制定する必要はない
- ③ 引き続き検討する必要がある、制定は時期尚早との意見があり、一致に至っていない。

（制定すべきとする意見）

- ・豊島区議会が今後も議会改革に取り組み続けることを区民に明示するために、条例化は必要。改革は条文がなくとも可能かもしれないが、条例として制度化することにより、改選後も議会改革は継続する。国に憲法があるように、豊島区自治の推進に関する基本条例の理念や精神に則って議会にも議会運営を営む基本となる条例を早急に制定すべき。（公明党）
- ・議会運営にかかることを個別にいろいろ規則や申し合わせ等で決めても、議会人以外にはわかりにくい。議会改革検討会の議論の成果物として、その内容を区民に知らせ、区民が議会に参加しやすい体制を作るツールとすることに、条例制定の意義はある。項目として何を入れるかは、また別の議論になる。（自治みらい）
- ・あいまいな点をなくしていくためにも、制定に向けて考えをまとめるべき。（みんなの豊島）

（制定する必要がないとする意見）

- ・豊島区には自治の推進に関する基本条例がある。議会基本条例を制定する必要性が具体的に出ていない状況では、自治の推進に関する基本条例で対応できる。（自民党豊島区議団）

（引き続き検討する必要がある、制定は時期尚早とする意見）

- ・例えば、議員間討議は明文化せずとも本来、議員の仕事として行っている。議会基本条例により何を変えたのかを対外的に示すというのであれば、理事者側にきちんと発言していくことでも変化をみせることができる。制定する必要がないわけではなく、さらに改革のあり方を検討する必要があり、今の時期に制定するのは時期尚早である。（日本共産党）
- ・豊島区という自治体が本来やるべきことは、区民の福祉増進等であり、そのために議会はどうするかである。議会そのものを改革することは必要であるが、議会基本条例を制定することが目的になってはならない。現時点で、議論中のものが多く、今は議会基本条例制定に体力を費やす時期ではない。（日本共産党）

15. 請願・陳情者の意見陳述制度について（開かれた議会）

（1）請願・陳情者の意見陳述制度の実施 ◆（実施済）

26年第3回定例会から意見陳述制度を請願のみ先行実施

○請願・陳情者の意見陳述制度 申合せ事項

意見陳述制度は、請願・陳情者の願意をより明確にするなど、議会審議の充実を図るとともに、議会の意思決定過程に住民が参加する契機をもつ。

住民参加を促し開かれた議会を目指す観点から、住民の思いや意見を直接議会に伝える機会を設けるため、先行して請願のみ意見陳述制度を試行実施する。

（請願のみ先行実施とする意見）

試行実施した請願の実施状況を踏まえ、改めて陳情の意見陳述の実施可否を検討すべき。（自民党 豊島区議団）

16. 討議のあり方について（分かりやすい議会）

（1）議員間討議の実施 ★

議員間の議論を活発化させる必要性については、認識が一致している。

そのうえで、

- ① 状況に応じて実施するために一定のルールが必要
- ② ルール化までは必要としない
- ③ 理事者とのやりとりを基本とすることが望ましい

との意見があり、一致に至っていない。

（状況に応じて実施するために一定のルールが必要とする意見）

- ・これまで議員間討議は行われてこなかったが、今後は積極的に行うべき。状況によりある項目について議員同士で議論を行う場合には、一定のルールが必要となる。（公明党）
- ・鋭意努力することは共通の認識と思うが、現状維持ではなく、さらに意思決定のプロセスを明確にするという方向性を示せるものはあった方がよい。（自治みらい）

（ルール化までは必要としない意見）

- ・議員同士が議論することは当たり前のことであり、それを決めること自体がおかしいので、今後は認識を一致させて積極的に行えばよい。（日本共産党）
- ・既に議員間討議自体は、豊島区自治の推進に関する基本条例の中に入っており、絶対に必要なものであるが、議会運営の中で、ここからは議員間討議と区切る形にすると、今までのやり方と変わるので、改めてそのような形にする必要はない。（日本共産党）
- ・議員間討議により、他の会派の考え方や結論に至るまでの過程が分かり理解が深まるので、ルール化はしなくとも、議員間討議というものは必要。（みんなの豊島）

(理事者とのやりとりを基本とする意見)

- ・議員同士で議論することは時としてないわけではないが、基本的に、議員と理事者とのやりとりが望ましい。(自民党豊島区議団)

(2) 反問権の付与・行使 ★

質問の趣旨確認や用語の確認など、理事者から事実上の反問権の行使が行われている現状については、認識が一致している。

そのうえで、

- ① 実のある議論をするために反問権は必要
- ② 圧倒的優位に立つ理事者に対し、反問権の制度化は慎重であるべきとの意見があり、一致に至っていない。

なお、反問権は必要とする意見の中でも、制度化すべきとする意見と、現状どおりとする意見がある。

また、反問に対する議員の答えを会派としての答えとするのか、議員個人の答えとするのか整理する必要があるとの意見がある。

(反問権は必要とする意見)

- ・議員の質問に対して、理事者側の考えを区民に分かりやすく伝えるという意味で、反問権は必要である。(自民党豊島区議団)
- ・1つの施策や議題を深め解決していくために、もともと理事者側に反問権は備わっているという認識である。(公明党)
- ・よりよい区政の実現を目指し議員の質問に対する理事者の考えを聞く必要があるため、理事者が反問権を行使できるような体制を速やかに整えた方がよい。その際、やり方は考える必要があるが、許可制にして反問がしづらくなるようなルールは好ましくない。(公明党)
- ・理事者側が議員の質問内容を確認する権利はあって当然であり、議論が分かりやすく深まるのであれば、定めることも1つの方法である。(公明党)
- ・議会、理事者の相互が理解を深めたうえで、実のある議論をしていく方向の中では反問権は必要であるが、その定義や使い方についてきちんと整理しなければならない。理事者側と完全に対等な状態で議論できないところがあり、権利の濫用にならないためにどのような形とするのかは難しいところである。(自治みらい)
- ・現状でも質問の趣旨確認や用語の確認は行われていると認識しているが、反問権という形をとっていない。反問権という形をとり、許可を必要とするなら、その整理が必要。(自治みらい)
- ・反問のレベルをどこまで認めるのかを議員だけで決められるのか。(自治みらい)
- ・区長部局に対して反問権の付与・行使をさせ、それに対抗できるよう議員、議会がレベルアップしていくべき。(みんなの豊島)
- ・制度化するのではなく、現状の委員会等で行われているレベルで進めていくべき。(みんなの豊島)

(反問権の制度化は慎重に議論すべきとする意見)

- ・反問権でお互いにやりあうことで議論が深まるのかという点で、議員が答えられなければ、専門知識をもつ理事者側のほうが正しいということになるなら、それは違う。(日本共産党)
- ・事実上の反問権の行使(質問の意味を確認すること)はこれまでも行われてきている。圧倒的に知識量等に差のある理事者に対して、現状を超える逆質問的なものをどこまで認めるかは、引き

続き慎重な議論が必要である。(日本共産党)

(その他意見)

- ・区民に役立つ政策のための議論として反問権も当然必要であるが、反問に対する答えが会派としての答えなのか、その場で答える議員の責任で答えるのかという問題がある。(自治みらい)

17. 議決事項について(議会の自立・権能)

(1) 議決事項の追加 ◆(実施済)

26年第2回定例会において、基本構想及び都市宣言を議決事項として追加
○条例第15号

地方自治法第96条第2項は、法定事項以外の議決事項の追加について定めている。
二元代表制の実質化を図る観点から、区政の重要事案に議会がより積極的に関与するため、基本構想及び都市宣言を議決事項として追加する。

18. 傍聴制度について(開かれた議会)

(1) 傍聴手続きの簡素化 ★

傍聴券(本会議)、傍聴申出書(委員会等)による傍聴手続きは、すでに大幅な簡素化がなされている。不測の事態等を考慮に入れると、これ以上の簡素化は困難であるため、現状のとおりとする。

(傍聴手続きの簡素化についての意見)

- ・できるだけ簡素化し、傍聴しやすくするのは当然のことだが、不測の事態等を想定すると住所・氏名は必要であり、書きやすい工夫をすることが最も重要。傍聴者を特定する番号札を渡すことも考えられる。(公明党)
- ・傍聴手続き自体は、既に簡略化されてきている。(日本共産党)
- ・現状、手続きの簡素化は行われており、傍聴手続きが面倒という声はない。(日本共産党)
- ・すでに簡素化されてきており、人数把握や不測の事態等の対応のため確認事項としての住所・氏名の記載は必要。現状通りでよい。(自治みらい)
- ・さらに簡素化しても、手続きの労力に大差はないから現状でよい。(日本共産党)
- ・現行の簡素化でよい。(みんなの豊島)

(その他意見)

- ・議会に興味のある方々が傍聴に来て、議員の意見をしっかり聞ける体制を今後も整備する必要がある。(自民党豊島区議団)
- ・一般質問の際の臨時傍聴窓口は、その日の会議終了まで行ってほしい。(日本共産党)

- ・事務局の場所が傍聴者にすぐわかるような案内が必要。(日本共産党)
- ・傍聴者にとって、事務局までの動線(場所)や、撮影許可申請の方法がわかりにくいいため、改善してほしい。(みんなの豊島)

(2) 傍聴規則の見直し ★

傍聴規則の一部表現には、古色蒼然の観が否めないものの、会議運営の秩序維持の観点から、今なお必要と認められるため、規則の見直しは、当面行わない。

(意見)

- ・傍聴規則の内容が古いのではないか。(日本共産党)

(3) 議会情報の発信・収集 ★

傍聴者の増加につなげる議会情報の発信・収集に関する検討については、正副幹事長会に設置された広報編集委員会(平成25年3月19日設置)を活用されたい。

(意見)

- ・傍聴者を増やすためには、多くの区民が関心を持つような議会情報の発信・収集が必要となる。それについては、広報編集委員会を活用する。(議会改革検討会 会長発言)

(4) 正副幹事長会等の傍聴 ★

議員の傍聴については、傍聴を可とする。

一般区民の傍聴については、認めるべきとする意見と、正副幹事長会等が議会運営における調整の場であることから、引き続き認められないとする意見があり、一致に至っていない。

(議員の傍聴を可とする意見)

- ・豊島区は現状でも会議録等も公開しており、他区より先進的である。正副幹事長会等の会議自体の公開は一般区民の方にはなじまないが、議員は、議長の許可など一定の手続を経たうえで傍聴するのであればよいと考える。(自民党豊島区議団)
- ・正副幹事長会は舞台裏・調整の場であり、一般区民の傍聴はなじまない。一人会派の傍聴は、無条件に許可するのではなく、正副議長や各会派承認のもとで傍聴するのが望ましい。(公明党)
- ・正副幹事長会等は、正式な豊島区議会の会議であり、本来情報公開の立場から、議員だけでなく区民にも傍聴を認めるべきであるが、一步前進させるため、現時点では一人会派や議員が傍聴できる方向性を一致点と考える。(日本共産党)
- ・正副幹事長会は、議会の重要な会議体である以上、一人会派の傍聴も含めて議論していくべき。議会運営を決定する正副幹事長会等に一人会派や交渉会派に満たない会派が傍聴できないのは、不公平感があるため、一般公開ではなく、議会内では公開すべき。(自治みらい)
- ・傍聴可能な会議体を可能な限り多くしていくべきであるが、現時点では議員全員が傍聴可能となるシステムを整えるべき。(みんなの豊島)

19. 土日・夜間議会について（開かれた議会）

（1）土日・夜間の開会 ★

現行の規則においても土日もしくは夜間に開会できることを踏まえ、さらに、試行的に土日に開会すべきとする意見と、案件の性質により柔軟に開会すべきとする意見がある。

（試行的に開会すべきとする意見）

- ・区民に関心が高い案件が出た場合を考慮し、傍聴しやすいよういつでも実施できる体制を整えておく必要があり、開かれた議会を目指していることを区民に示すことが大切。効果を図る上で、一度やってみるべき。効果がなければやめればいい。（公明党）
- ・土日・夜間において試験的に開会することは賛成であるが、まずは、インターネットライブ中継及び録画中継の充実を実現すべき。（みんなの豊島）

（案件の性質により柔軟に開会すべきとする意見）

- ・必要に応じて開会すべきだが、インターネット中継が充実していれば、現状のままで開会する必要はない。（自民党豊島区議団）
- ・議会として区民にしっかり知らせることが必要という判断があった場合や区民からの要望により実施すればよい。現在でも弾力的に議会を開会ができることを踏まえると、あえて最初から土日に開会することはない。土日・夜間に議会を開会できることを意識的に広報していけば、開かれた議会だと示すことはできる。（日本共産党）
- ・現時点では、インターネット中継を実施していることを踏まえ、区民から開会の要望が出た場合に、臨機応変に対応する姿勢をとっておくべき。（日本共産党）
- ・区全体での議論が必要な内容など、案件に応じて実施する体制をとっておけばよい。定例的に開くのは、合理性の面からいかがか。（自治みらい）

（その他意見）

- ・経費の点で実施の判断をするのは基本的に違う。（日本共産党）

20. 正副議長の報酬の見直しについて（議会経費）

（1）正副議長の報酬の見直し ★

正副議長の報酬自体が高く、議長車等も考慮すると見直すべきとする意見と、現状を踏まえると報酬を見直す必要はないとする意見があり、一致に至っていない。

（見直すべきとする意見）

- ・正副議長の公務が大変なことは理解するが、正副議長としての報酬自体は高く、さらに議長車があり交通費もかからないのに費用弁償を受け取っているということを考慮に入ると、見直す必要

がある。(日本共産党)

(見直しの必要はないとする意見)

- ・正副議長の報酬については、報酬審議会で審議されており、議員が報酬について検討することはなじまない。(自民党豊島区議団)
- ・報酬審議会はあるが、議員として報酬を考えることは悪いことではない。現状の公務内容から正副議長の報酬は妥当なものであり、見直しは今のところ不要。(公明党)
- ・議会の代表としての正副議長の公務の実態を理解した上で、論点を整理し議論していくことは必要である。その上で、議会の代表として仕事をする以上は、正副議長にはある程度の保証が必要。(自治みらい)
- ・他区とのバランスを考え、現状では見直しの必要性を感じない。(みんなの豊島)

21. 議長車・タクシーチケットの廃止について（議会経費）

(1) 議長車・タクシーチケットの廃止 ★

庁有車等の代替手段の活用により、議長車・タクシーチケットを廃止すべきとする意見と、議会を代表する議長の移動手段の確保の必要性から廃止すべきでないとする意見があり、一致に至っていない。

なお、費用弁償を実費とする場合には、議長車・タクシーチケットも活用する余地はあるとする意見がある。

(廃止すべきとする意見)

- ・議長車の使用により交通費がかかっているにもかかわらず、費用弁償を受け取っている仕組みを見直すべき。なお、費用弁償を実費とするなら、議長車やタクシーチケットも場合によっては必要。(日本共産党)
- ・専用車は廃止すべき。代替として庁有車及び休日夜間はハイヤーで対応すべき。(みんなの豊島)

(廃止すべきでないとする意見)

- ・多くの公務を行わなければいけない中、議長車は、移動を考慮すると必要。(自民党豊島区議団)
- ・タクシーチケットは、公務が夜遅い際に必要。(自民党豊島区議団)
- ・議長は議会の代表であり、移動手段の確保は絶対に必要である。その点で、従来通りの公用車でもよいが、庁有車で同じ機能を果たせるのであればそれでもよい。(公明党)
- ・議会の代表として公務を行う上で、移動手段の確保をある程度保証する必要がある。廃止すべきものではない。(自治みらい)

(その他意見)

- ・議長車・タクシーチケットの廃止は、費用弁償とのあり方とも関連する。また、議長車を今後も使用する場合は、常に経費削減の努力が必要。(自治みらい)

22. 議員の健康診査の廃止について（議会経費）

（1）議員の健康診査の廃止 ★

区民の代表である議員の健康診査は、引き続き公費で実施すべきとする意見と、特定健診や人間ドックの活用など各自の責任で実施すべきとする意見があり、一致に至っていない。

（廃止すべきとする意見）

- ・区民は、自分で特定健診や人間ドックなどを受診している。議員だから公費で行うというのではなく、自費でやればよい。自分の健康を守るための健診費を出すくらいの議員報酬はもらっているはずであり、廃止すべき。（日本共産党）
- ・廃止すべき。議員個人の健康診査の考え方にまかせる。（みんなの豊島）

（廃止すべきでないとする意見）

- ・健康診査を受け、その結果を踏まえ、体調管理をすることは必要なことである。大変忙しい日常においては、個人で受診することが難しいため、継続してほしい。（自民党豊島区議団）
- ・本来的に自己管理ということは十分わかるが、従来の健康診査は自分の健康を管理しやすい。現状の健康診査により、区民の代表である各議員の健康が、保たれている面があるため、現状通りでよい。（公明党）
- ・金銭面では、自費で行えるが、公人としての対応を求められる中では、健康を確保する責任・義務があり、制度としての受診は必要と考える。（自治みらい）

附 属 資 料

豊島区議会の議決すべき事件に関する条例

平成 26 年 6 月 20 日
条 例 第 1 5 号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく豊島区議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 豊島区自治の推進に関する基本条例(平成18年豊島区条例第1号)第41条第1項に規定する基本構想を策定又は改廃すること。
- (2) 都市宣言(豊島区として政策の基本的な方向性を定め、宣言するものをいう。)を制定又は改廃すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊島区議会広報編集委員会設置要綱

(目的)

第1条 議会活動を広く区民に周知し、区民の議会に対する理解を深め、信頼を高めるとともに、より開かれた、分かりやすい議会を目指すため、豊島区議会に広報編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(設置)

第2条 正副幹事長会のもとに委員会を置く。

(構成)

第3条 委員会は、会派を代表する委員をもって構成する。

- 2 委員は、会派から各1名とする。
- 3 委員の任期は1年とする。

(所掌事務)

第4条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 議会広報紙の編集に関すること。
- (2) 議会のホームページに関すること。
- (3) 議会日程の告知ポスターに関すること。

(委員長の選任及び権限)

第5条 委員会に委員長及び委員長代理を置く。

- 2 委員長及び委員長代理は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長及び委員長代理の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(報告)

第7条 委員会は、必要に応じ、検討結果を正副幹事長会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、区議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

豊島区議会災害対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区議会災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 豊島区議会議長（以下「議長」という。）は、震災等の大災害により豊島区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、豊島区議会内に本部を設置することができる。

(本部)

第3条 本部は、全議員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括する。
- 3 本部長代行は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 副本部長は、各会派幹事長、各常任委員長、防災・震災対策調査特別委員長をもって充てる。
- 5 本部員は、議員（第2項から前項までの職に就くものを除く。）をもって充てる。

(参集)

第4条 本部長、本部長代行、副本部長及び本部員は、本部が設置された場合には、自身及び家族の安全を図ったうえ、速やかに参集する。

- 2 参集場所は、議員協議会室とする。
- 3 次に掲げる本部員は、第1項の規定にかかわらず、参集しないことができる。
 - 一 町会役員、地域防災組織の役員等で本部長が認めた者
 - 二 豊島区消防団員
 - 三 医療・救急活動を行う者
 - 四 その他本部長が認めた者

(本部の所掌事項)

第5条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 本部の運営は、本部長、本部長代行及び副本部長が行うこと。
- 二 本部員の安否、居所及び連絡場所を確認し、連絡体制を確立すること。
- 三 区対策本部より情報を収集し、速やかに本部員に提供すること。
- 四 本部員から地域の情報を収集し、区対策本部に提供すること。
- 五 区対策本部と協力し、円滑な災害対策を推進すること。
- 六 その他必要と認める事項

(本部員の対応)

第6条 本部員の対応は、次のとおりとする。

- 一 本部員は、自らの安否、居所及び連絡場所を速やかに、その所属する会派の幹事長に連絡すること。
- 二 各地域における被災状況等を本部に報告すること。
- 三 本部長を通して区対策本部に情報提供、要請等を行うこと。
- 四 その他必要と認める事項

(会議)

第7条 本部長は、必要に応じ、次の各号に掲げる会議を招集し、協議を行うものとする。

- 一 本部会議（全議員）
- 二 本部長会議（本部長、本部長代行、副本部長）
- 三 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める会議
（庶務）

第8条 本部に関する庶務は、区議会事務局が行うものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

平成26年度 豊島区議会 議会報告会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成26年度における議会自らの意思決定の内容を区民に報告する議会報告会（以下「報告会」という。）の実施に関し必要な事項を定め、議会広報広聴の充実を図ることを目的とする。

(開催時期)

第2条 報告会は、11月に開催するものとする。

(開催場所)

第3条 区内1箇所以上の会場で開催するものとする。

(実施体制)

第4条 報告会の実施に当たっては、各会派から選出する作業班を編成する。

- 2 作業班の構成員は、各会派の推薦名簿に従い、正副幹事長会が調整のうえ、議長が決定する。
- 3 作業班に代表者及び副代表者を各1人置く。
- 4 作業班の代表者は、報告会の実施に関して、全議員に対し、協力を求めることができるものとする。
- 5 作業班の構成員の任期は、議長が第2項に規定する決定を行った日から第8条第2項に規定する報告書を議長に提出する日までとする。
- 6 報告会の当日における役割の人選、役割分担は、別途、調整するものとする。

(報告会の内容)

第5条 報告会の報告事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議決の概要
- (2) その他、正副幹事長会が必要と認める事項

(作業班の役割)

第6条 作業班は、運営方法の詳細を検討するとともに、事前準備及び報告書の作成等の事後処理を行う。

(日程・会場等)

第7条 報告会の実施に係る日程、会場等の詳細は、作業班において設定する。

(議長等への報告)

第8条 作業班は、必要に応じ、検討内容を正副幹事長会に報告するものとする。

- 2 作業班の代表者は、報告会終了後、速やかに議長に報告書を提出する。
- 3 前項の報告書は、議会図書室に保管するとともに、区議会ホームページに掲載する。

(記録等)

第9条 報告会における質疑応答等に係る記録は、要点記録とする。

(その他)

第10条 報告会における会場の設営・運営のすべてを議員自らが行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、報告会の実施に係る必要な事項については、正副幹事長会が定める。

附則

この要綱は、平成26年5月27日から施行する。

請願・陳情者の意見陳述制度 申合せ事項

1. 目的

請願・陳情の趣旨を明確にするため、請願・陳情者（以下「本人」という。）から直接意見を聴く制度を整備することにより、審査の更なる充実を図る。

2. 意見陳述の実施

請願・陳情に係る付託委員会（以下「委員会」という。）の正副委員長は、本人の申出により協議を行い、意見陳述の必要があると認める場合は、委員会に諮りこれを許可する。

3. 意見陳述の意思確認

- (1) 意見陳述は、本人の希望により行うものとする。
- (2) 本人の意思は、区議会事務局が確認する。意見陳述の希望がある場合は、請願・陳情書提出の際に、所定の意見陳述申出書に必要事項を記載し、議長に提出する。（郵送により請願・陳情書が提出された場合は、電話連絡等により可能なときのみ意思確認を行う。）

4. 意見陳述の方法

- (1) 意見陳述は、委員会において、請願・陳情の審査前に行うものとする。
- (2) 意見陳述の人数は2名以内とし、請願・陳情の代表者は、可能な限り出席するものとする。
意見陳述者を変更する場合は、所定の変更申出書を議長に提出する。
- (3) 意見陳述の時間は、1件あたりおおむね10分以内とする。
- (4) 意見陳述は、委員会室内の委員席と説明員席の間に陳述者席を設け、着席にて行う。
- (5) 意見陳述終了後、委員会の委員は、意見陳述者に質疑を行うことができるが、意見陳述者から委員に質問をすることはできない。
- (6) 意見陳述者は、委員長の許可後に陳述者席に着席し、意見陳述及び委員による質疑終了後は、離席する。傍聴手続を行えば、引き続き委員会審査を傍聴することができる。
- (7) 意見陳述者は、委員会内において資料等の配布をすることはできない。また、補助資料（パネル等）を使用して意見陳述することはできない。
- (8) 一の委員会に、内容の異なる意見陳述の希望が複数ある場合、同趣旨の請願・陳情が複数付託された場合又は関連する議案が付託された場合は、正副幹事長会において、意見陳述の方法等を決定する。

5. その他

- (1) 一の請願・陳情について、意見陳述を行ったときは、再度同じ請願・陳情の意見陳述を行うことはできない。
- (2) 意見陳述者が発言する場合は、委員長の許可を得なければならない。
意見陳述者の発言は、請願・陳情の案件の範囲を超えてはならない
意見陳述者の発言がその範囲を超えるととき又は意見陳述者に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し又は退席をさせることができる。
- (3) 意見陳述については会議録に掲載する。
- (4) 意見陳述者に対し、実費弁償は支給しない。

(5) 試行的運用として、請願に係る意見陳述を先行実施し、半年後を目途に、正副幹事長会において協議を行い、陳情を含めた本格的運用を行うこととする。

以上のとおり申し合わせる。

平成26年6月13日

豊島区議会正副幹事長会

議会改革の推進に関する決議

地方分権改革が進展する中、地方議会の果たすべき役割はますます重要となってきた。豊島区議会はその責務を果たすべく、より一層、分かりやすく開かれた議会の実現に向けて、東京23区の中でも先駆的に議会改革のための検討に全会派で取り組んできた。今後についても時代と環境の変化に的確に対応し、さらなる区民参加の促進を目指し、引き続き議会改革に取り組む決意を全議員が新たにしたところである。

よって、ここに豊島区議会として、さらなる議会改革の推進を目指し、取り組んでいくものとする。

以上、決議する。

平成27年3月19日

豊島区議会

おわりに

豊島区議会においては、議会改革検討会を組織し、様々な検討を行い、26年11月には初めての議会報告会を開催するなど、区民に開かれた、より一層わかりやすい議会を実現するための努力を継続してまいりました。

議会改革への不断の努力が議会に一層求められている中、今期に様々な改革の実現ができたことは、大変喜ばしいことであります。

しかし、改革に終わりはありません。議員は、区民の代表者として、これからも政策の決定、監視・評価を担うほか、区民に対する説明責任を果たすという大変大きな責務があります。

豊島区議会は、「議会改革の推進に関する決議」を全会派一致で可決しました。今期、結論に至らなかった項目については、議会改革の強い願いを十分に斟酌し、改革の流れを止めることなく、来期の豊島区議会においても引き続き議論を続けていただき、区民の皆様の満足度をより高めることができる議会を実現していただくことを祈念いたしております。

最後に、この議会改革検討結果の取りまとめにあたり、議長をはじめ、議員各位の多大なるご協力に心より感謝いたします。

平成27年3月吉日

豊 島 区 議 会
副 議 長 中 島 義 春

参 考 資 料

○議会改革検討会 25年検討結果報告

○議会改革検討会 24年検討結果報告

議会改革検討会 25年検討結果報告

平成26年1月

豊島区議会・議会改革検討会

はじめに

議会改革検討会は、平成23年7月12日の正副幹事長会の決定により設置され、その年度に「職員体制」と「会議録」を検討し、結果を実施に移しております。翌、平成24年には、検討課題10項目について、平成24年の検討結果として報告書を取りまとめております。

そして今回、残る検討課題10項目について、平成25年2月6日から本日まで、計11回の検討会を開会し、本報告書を作成いたしました。途中、委員の交代もありましたが、すぐさま白熱した討議が行われ、実り多き検討結果報告を正副議長並びに正副幹事長会に報告できますことは、感慨無量です。

本報告は、「議会報告会」から「議員の健康診査の廃止」までの10項目について、出された意見を集約し、取りまとめております。「議会報告会」については、早期の実現を目指し、他の検討項目に先行して、すでに正副幹事長会への報告を行っております。

本報告を以て、議会改革に係る22項目の検討は全て終了しました。すでに「議会事務局の職員体制」「会議録」「議場警備員」「緊急時の議会機能」については、改革案が実施に移されておりますし、「議会広報紙」の検討項目の中の、広報編集委員会については、25年3月に稼働しておりますことは、豊島区議会の改革への意気込みのなせる業といえるのではないのでしょうか。

本検討結果も、24年検討結果報告同様、正副幹事長会での更なる熟議と改革案実行の礎として活用されることを心から祈念するとともに、副会長はじめ、委員各位のご協力に衷心より感謝申し上げます。

平成26年1月吉日

議会改革検討会
会長 本橋 弘隆

【目次】

1.	議会報告会について(25年11月1日 正副幹事長会に報告済)……………	1
2.	議会基本条例について……………	2
3.	請願・陳情者の意見陳述制度について……………	4
4.	討議のあり方について……………	6
5.	議決事項について……………	9
6.	傍聴制度について……………	10
7.	土日・夜間議会について……………	13
8.	正副議長の報酬の見直しについて……………	14
9.	議長車・タクシーチケットの廃止について……………	15
10.	議員の健康診査の廃止について……………	16

附属資料

○議会改革検討会設置運営要綱……………	18
○検討経過……………	19
○議会改革検討会委員名簿……………	21

◇ 本報告書は、各検討項目において「検討の視点と課題」、各「検討論点」に対する「検討結果」及び「主な意見」を記載しています。記載内容は以下のとおりです。

「検討の視点と課題」…検討に至った背景、課題に対する認識等。

「検討論点」…検討に際して論点とした項目。

「検討結果」…検討会において一定の結論を得たものは結論を記載。意見が分かれたため、結論に至っていない場合は各意見を記載。

「主な意見」…各検討論点に対する委員の発言の趣旨をまとめた形で記載。

1. 議会報告会について（平成25年11月1日 正副幹事長会報告済）

○検討の視点と課題

議会報告会は、議会としての意思決定の内容を区民に伝えるとともに、地域の課題を区民から聴取する場である。

議会が区民の前に直接出向き、議案等の審議過程や審議結果を報告することは、政策決定の透明性を確保し、説明責任を果たすことにつながる。このことを通じて、議会の存在意義をより明確にすることが求められている。

区民に身近な開かれた議会とする観点から、これまでにない新しい広報・広聴機能としての議会報告会を実施するかを検討する必要がある。

検討論点1 議会報告会の実施

○検討結果

議会報告会を実施する。実施する場合の詳細（報告内容、実施時期、運営方法等）については、別途検討を行う。

○主な意見

（実施すべきとする意見）

- ・区民から直接意見を聴く機会を設けるべきである。
- ・区民に対する広報・広聴をより充実させる手段として、議会報告会を実施すべき。
- ・議会が区民に議論の過程や結論を報告し、参加した区民から投げかけられた課題を議会として受けとめ、解決していくことは、当然行うべきである。

（内容、運営方法等の検討が必要とする意見）

- ・豊島区議会が実施する場合、運営方法等を慎重に調査研究する必要がある。
- ・実施する必要性を感じるが、実施にあたり諸課題を解決する必要がある、もう少し議論を深めるべきである。

2. 議会基本条例について

○検討の視点と課題

地方分権化に伴い、基礎自治体の責任領域が拡大するなか、区的意思を決定する議会機能のさらなる充実強化が求められている。また、区民のニーズと社会経済情勢に適宜対応できる柔軟な議会運営を行っていくには、現状に対する改革・改善への不断の努力が不可欠となっている。

議会改革の理念を明確なものとし、諸改革を風化させることなく、将来にわたって堅持するため、議会基本条例を制定する議会が増えつつある。

このような状況下にあつて、開かれた、わかりやすい議会の実現を目指すには、さまざまな議会運営のルール化を視野に入れ、議会基本条例の制定について、検討する必要がある。

検討論点 1 議会基本条例の制定

○検討結果

- ①議会改革を継続し、区民との関係を明確にするため、議会基本条例を制定すべき
- ②豊島区自治の推進に関する基本条例に区議会の規定があることから制定する必要はない
- ③引き続き検討する必要がある、制定は時期尚早との意見があり、一致に至っていない。

○主な意見

(制定すべきとする意見)

- ・豊島区議会が今後も議会改革に取り組み続けることを区民に明示するために、条例化は必要。改革は条文がなくとも可能かもしれないが、条例として制度化することにより、改選後も議会改革は継続する。国に憲法があるように、豊島区自治の推進に関する基本条例の理念や精神に則って議会にも議会運営を営む基本となる条例を早急に制定すべき。
- ・議会運営にかかることを個別にいろいろ規則や申し合わせ等で決めても、議会人以外にはわかりにくい。議会改革検討会の議論の成果物として、その内容を区民に知らせ、区民が議会に参加しやすい体制を作るツールとすることに、条例制定の意義はある。項目として何を入れるかは、また別の議論になる。
- ・あいまいな点をなくしていくためにも、制定に向けて考えをまとめるべき。

(制定する必要があるとする意見)

- ・豊島区には自治の推進に関する基本条例がある。議会基本条例を制定する必要性が具体的にでていない状況では、自治の推進に関する基本条例で対応できる。

(引き続き検討する必要がある、制定は時期尚早とする意見)

- ・例えば、議員間討議は明文化せずとも本来、議員の仕事として行っている。議会基本条例により何を変えたのかを対外的に示すというのであれば、理事者側にきちんと発言していくことでも変化をみせることができる。制定する必要があるわけではなく、さらに改革のあり方を検討する必要がある、今の時期に制定するのは時期尚早である。
- ・豊島区という自治体が本来やるべきことは、区民の福祉増進等であり、そのために議会はどうするかである。議会そのものを改革することは必要であるが、議会基本条例を制定することが目的になってはならない。現時点で、議論中のものも多く、今は議会基本条例制定に体力を費やす時期ではない。

3. 請願・陳情者の意見陳述制度について

○検討の視点と課題

意見陳述制度は、請願・陳情者の願意をより明確にするなど、議会審議の充実を図るとともに、議会の意思決定過程に住民が参加する契機をもつ。

住民参加を促し開かれた議会を目指す観点から、住民の思いや意見を直接議会に伝える機会を設けることについて、検討する必要がある。

検討論点1 請願・陳情者の意見陳述制度の実施

○検討結果

請願・陳情者の意見陳述制度を実施する。

実施する制度（案）は別紙のとおり。詳細及び試行的運用については、今後、正副幹事長会において検討されることが望ましい。

○主な意見

（実施すべきとする意見）

- ・ 請願・陳情の趣旨がより明快になり、議論する上で非常に有効であり、早い時期に採用すべき。
- ・ 制度化により、請願・陳情者が自分の思いを議会で話すことができ、その内容で審査ができるのは、改革の一步前進であり、導入は進めるべき。
- ・ 請願・陳情は、基本的な権利であり、制度の導入に賛成。
- ・ 議会改革は、どれくらい区民に開かれた議会であるかを表すことであり、意見陳述の機会を保障する制度は設けるべき。
- ・ 制度として実施してほしい。

（運用方法等の検討が必要とする意見）

- ・ 制度の導入は、総論賛成であるが、各論は、議論の余地が多数あり、もう少し慎重に進めるべき。

（試行期間の設定についての意見）

- ・ 本来は、請願・陳情の意見陳述は同時に始めるべきであるが、初めてであり、どのように運用されていくか見る必要がある。運用の問題は、正副幹事長会にゆだねたい。
- ・ 請願・陳情の取り扱いに差はないため、請願のみの試行期間は設けないほうがよい。
- ・ 基本的に請願・陳情の取扱いは同じであり、最終的に両方やるスタンスは持つべき。
- ・ 試行期間中に請願の提出がなくとも、試行期間後は正副幹事長会で議論し、陳情も実施してほしい。

請願・陳情者の意見陳述制度について（案）

1. 制度の目的

請願・陳情の趣旨を明確にするため、請願・陳情者（以下、「本人」という）から直接意見を聴く制度を整備することにより、審査の更なる充実を図る。

2. 意見陳述の実施

請願・陳情に係る付託委員会の正副委員長は、本人の申出により協議を行い、意見陳述の必要があると認める場合、委員会に諮りこれを許可する。また、意見陳述終了後、各委員は、本人に質疑を行うことができる。

3. 意見陳述の申請方法

- (1) 意見陳述の有無 本人の希望制とする。(希望しない場合は、行わない。)
- (2) 意見陳述の確認方法 本人の希望は、請願・陳述書提出の際に、区議会事務局が確認し、希望する場合、意見陳述の内容を聴取して行う。
(郵送で提出された場合、区議会事務局が電話で意思確認を行う。)

4. 意見陳述の方法

	項 目	内 容
(1)	開催時期	正副幹事長会の申し合わせによる。 ※委員会開会中に行うものとする。
(2)	出席可能人数	請願・陳情者は2名まで（代表者は、できる限り出席）
(3)	意見陳述の時間	10分以内（出席人数に限らない）
(4)	意見陳述の場所	理事者席の前。着席にて行う。
(5)	請願・陳情者への質疑	委員は、請願・陳情者に質疑ができるが、請願・陳情者から委員に質問をすることはできない。
(6)	請願・陳情者の着離席	着席：委員長の許可後 離席：意見陳述及び委員による質疑終了後
(7)	資料等の配付について	請願・陳情者からの資料等の配付は認めない。
(8)	同じ委員会に、違う内容の意見陳述希望が複数ある場合	正副幹事長会で決定する。
(9)	同趣旨の請願・陳情が複数付託された場合	
(10)	同趣旨の議案が付託された場合	

5. その他

- (1) 実施は、正副幹事長会の申し合わせによる。
- (2) 試行的運用として、請願のみ先行実施し、半年後を目途に陳情を含めた本格的運用を行う。

4. 討議のあり方について

○検討の視点と課題

議会改革の重要課題の一つとして、議員間及び対執行機関との議論のあり方が問われている。

現状の議会では、議員が理事者に対して質疑し、意見を表明した後、決定に至るプロセスが多く見られる。議会は、十分な情報に基づき、熟議を尽くすプロセスを経て、自立的な意思決定をすることが求められている。

また、議会の政策形成能力を背景に執行機関との間で対等に議論するためにも、理事者からの反問を認め、執行機関との緊張感を保ちつつ議論を活発化させようとする議会が増えている。

このような状況を踏まえ、議会の説明責任と政策形成能力のさらなる向上に貢献する討議のあり方（議員間討議・反問権）について、検討する必要がある。

検討論点1 議員間討議の実施

○検討結果

議員間の議論を活発化させる必要性については、認識が一致している。

そのうえで、

- ① 状況に応じて実施するために一定のルールが必要
- ② ルール化までは必要としない
- ③ 理事者とのやりとりを基本とすることが望ましい

との意見があり、一致に至っていない。

○主な意見

（状況に応じて実施するために一定のルールが必要とする意見）

- ・これまで議員間討議は行われてこなかったが、今後は積極的に行うべき。状況によりある項目について議員同士で議論を行う場合には、一定のルールが必要となる。
- ・鋭意努力することは共通の認識と思うが、現状維持ではなく、さらに意思決定のプロセスを明確にするという方向性を示せるものはあった方がよい。

（ルール化までは必要としない意見）

- ・議員同士が議論することは当たり前のことであり、それを決めること自体がおかしいので、今後は認識を一致させて積極的に行えばよい。
- ・既に議員間討議自体は、豊島区自治の推進に関する基本条例の中に入っており、絶対に必要なものであるが、議会運営の中で、ここからは議員間討議と区切る形にすると、今までのや

り方と変わるので、改めてそのような形にする必要はない。

- ・議員間討議により、他の会派の考え方や結論に至るまでの過程が分かり理解が深まるので、ルール化はしなくとも、議員間討議というものは必要。

(理事者とのやりとりを基本とする意見)

- ・議員同士で議論することは時としてないわけではないが、基本的に、議員と理事者とのやりとりが望ましい。

検討論点2 反問権の付与・行使

○検討結果

質問の趣旨確認や用語の確認など、理事者から事実上の反問権の行使が行われている現状については、認識が一致している。

そのうえで、

- ① 実のある議論をするために反問権は必要
- ② 圧倒的優位に立つ理事者に対し、反問権の制度化は慎重であるべきとの意見があり、一致に至っていない。

なお、反問権は必要とする意見の中でも、制度化すべきとする意見と、現状どおりとする意見がある。

また、反問に対する議員の答えを会派としての答えとするのか、議員個人の答えとするのか整理する必要があるとの意見がある。

○主な意見

(反問権は必要とする意見)

- ・議員の質問に対して、理事者側の考えを区民に分かりやすく伝えるという意味で、反問権は必要である。
- ・1つの施策や議題を深め解決していくために、もともと理事者側に反問権は備わっているという認識である。
- ・よりよい区政の実現を目指し議員の質問に対する理事者の考えを聞く必要があるため、理事者が反問権を行使できるような体制を速やかに整えた方がよい。その際、やり方は考える必要があるが、許可制にして反問がしづらくなるようなルールは好ましくない。
- ・理事者側が議員の質問内容を確認する権利はあって当然であり、議論が分かりやすく深まるのであれば、定めることも1つの方法である。
- ・議会、理事者の相互が理解を深めたうえで、実のある議論をしていく方向の中では反問権は必要であるが、その定義や使い方についてきちんと整理しなければならない。理事者側と完全に対等な状態で議論できないところがあり、権利の濫用にならないためにどのような形とするのかは難しいところである。
- ・現状でも質問の趣旨確認や用語の確認は行われていると認識しているが、反問権という形をとっていない。反問権という形をとり、許可を必要とするなら、その整理が必要。

- ・反問のレベルをどこまで認めるのかを議員だけで決められるのか。
- ・区長部局に対して反問権の付与・行使をさせ、それに対抗できるよう議員、議会がレベルアップしていくべき。
- ・制度化するのではなく、現状の委員会等で行われているレベルで進めていくべき。

(反問権の制度化は慎重に議論すべきとする意見)

- ・反問権でお互いにやりあうことで議論が深まるのかという点で、議員が答えられなければ、専門知識をもつ理事者側のほうが正しいということになるなら、それは違う。
- ・事実上の反問権の行使（質問の意味を確認すること）はこれまでも行われてきている。圧倒的に知識量等に差のある理事者に対して、現状を超える逆質問的なものをどこまで認めるかは、引き続き慎重な議論が必要である。

(その他意見)

- ・区民に役立つ政策のための議論として反問権も当然必要であるが、反問に対する答えが会派としての答えなのか、その場で答える議員の責任で答えるのかという問題がある。

5. 議決事項について

○検討の視点と課題

地方自治法第96条第2項は、法定事項以外の議決事項の追加について定めている。

二元代表制の実質化を図る観点から、区政の重要事案に議会がより積極的に関与するため、議決事項の追加を検討する必要がある。

検討論点1 議決事項の追加

○検討結果

基本構想及び都市宣言を議決事項として追加すべきである。

その余の事項については、正副幹事長会において検討されることが望ましい。

○主な意見

(追加すべき項目についての意見)

- ・基本構想は追加すべき。
- ・基本構想は追加してよい。すべての基本計画を追加することは困難であり事前に決める必要はあるかもしれないが、基本計画は追加すべき。過去に行われている都市宣言についても定義づけをしておいたほうがよい。
- ・基本構想は、議決事項だったものが法律上外された経過から追加すべき。都市宣言は、議決している経過を踏まえ、入れてもよい。基本計画は引き続き検討すべき。
- ・基本構想は、法規上明確になっていたものが外されたため、条例による位置づけが必要であり追加すべき。都市宣言は実績があり、明確に位置づけを行う意味で追加する。基本計画以外の重要な計画は、予算審議の関係や執行権の観点を考慮し、現時点では外す事項と考える。そのほかは、引き続き検討が必要。
- ・追加することに賛成。追加項目は要検討。

6. 傍聴制度について

○検討の視点と課題

現在の豊島区議会では、傍聴者数は決して多くない。傍聴者数を増やすためには、議論を活発化させ、インターネット中継の拡大を図りつつ、多くの区民に議会への関心を高めてもらう必要がある。

より多くの区民に会議に臨場してもらうための傍聴制度のあり方について、検討する必要がある。

検討論点1 傍聴手続きの簡素化

○検討結果

傍聴券（本会議）、傍聴申出書（委員会等）による傍聴手続きは、すでに大幅な簡素化がなされている。不測の事態等を考慮に入れると、これ以上の簡素化は困難であるため、現状のとおりとする。

○主な意見

（傍聴手続きの簡素化についての意見）

- ・できるだけ簡素化し、傍聴しやすくするのは当然のことだが、不測の事態等を想定すると住所・氏名は必要であり、書きやすい工夫をすることが最も重要。傍聴者を特定する番号札を渡すことも考えられる。
- ・傍聴手続き自体は、既に簡略化されてきている。
- ・現状、手続きの簡素化は行われており、傍聴手続きが面倒という声はない。
- ・すでに簡素化されてきており、人数把握や不測の事態等の対応のため確認事項としての住所・氏名の記載は必要。現状通りでよい。
- ・さらに簡素化しても、手続きの労力に大差はないから現状でよい。
- ・現行の簡素化でよい。

（その他意見）

- ・議会に興味のある方々が傍聴に来て、議員の意見をしっかり聞ける体制を今後も整備する必要がある。
- ・一般質問の際の臨時傍聴窓口は、その日の会議終了まで行ってほしい。
- ・事務局の場所が傍聴者にすぐわかるような案内が必要。
- ・傍聴者にとって、事務局までの動線（場所）や、撮影許可申請の方法がわかりにくいいため、改善してほしい。

検討論点2 傍聴規則の見直し

○検討結果

傍聴規則の一部表現には、古色蒼然の観が否めないものの、会議運営の秩序維持の観点から、今なお必要と認められるため、規則の見直しは、当面行わない。

○主な意見

(傍聴規則の見直しについての意見)

- ・傍聴規則の内容が古いのではないか。

検討論点3 議会情報の発信・収集

○検討結果

傍聴者の増加につなげる議会情報の発信・収集に関する検討については、正副幹事長会に設置された広報編集委員会(平成25年3月19日設置)を活用されたい。

○主な意見

(議会情報の発信・収集についての意見)

- ・傍聴者を増やすためには、多くの区民が関心を持つような議会情報の発信・収集が必要となる。それについては、広報編集委員会を活用する。

検討論点4 正副幹事長会等の傍聴

○検討結果

議員の傍聴については、傍聴を可とする。

一般区民の傍聴については、認めるべきとする意見と、正副幹事長会等が議会運営における調整の場であることから、引き続き認められないとする意見があり、一致に至っていない。

○主な意見

(議員の傍聴を可とする意見)

- ・豊島区は現状でも会議録等も公開しており、他区より先進的である。正副幹事長会等の会議自体の公開は一般区民の方にはなじまないが、議員は、議長の許可など一定の手続を経たうえで傍聴するのであればよいと考える。
- ・正副幹事長会は舞台裏・調整の場であり、一般区民の傍聴はなじまない。一人会派の傍聴は、無条件に許可するのではなく、正副議長や各会派承認のもとで傍聴するのが望ましい。
- ・正副幹事長会等は、正式な豊島区議会の会議であり、本来情報公開の立場から、議員だけ

でなく区民にも傍聴を認めるべきであるが、一步前進させるため、現時点では一人会派や議員が傍聴できる方向性を一致点と考える。

- 正副幹事長会は、議会の重要な会議体である以上、一人会派の傍聴も含めて議論していくべき。議会運営を決定する正副幹事長会等に一人会派や交渉会派に満たない会派が傍聴できないのは、不公平感があるため、一般公開ではなく、議会内では公開すべき。
- 傍聴可能な会議体を可能な限り多くしていくべきであるが、現時点では議員全員が傍聴可能となるシステムを整えるべき。

7. 土日・夜間議会について

○検討の視点と課題

議会はこれまで原則平日の昼間に開会されてきたが、就労者への配慮や案件の性質に応じて多くの区民に傍聴の機会を確保・拡大する観点から、土日もしくは夜間の開会について、検討する必要がある。

検討論点1 土日・夜間の開会

○検討結果

現行の規則においても土日もしくは夜間に開会できることを踏まえ、さらに、試行的に土日に開会すべきとする意見と、案件の性質により柔軟に開会すべきとする意見がある。

○主な意見

(試行的に開会すべきとする意見)

- ・区民に関心が高い案件が出た場合を考慮し、傍聴しやすいよういつでも実施できる体制を整えておく必要があり、開かれた議会を目指していることを区民に示すことが大切。効果を図る上で、一度やってみるべき。効果がなければやめればよい。
- ・土日・夜間において試験的に開会することは賛成であるが、まずは、インターネットライブ中継及び録画中継の充実を実現すべき。

(案件の性質により柔軟に開会すべきとする意見)

- ・必要に応じて開会すべきだが、インターネット中継が充実していれば、現状のままで開会する必要はない。
- ・議会として区民にしっかり知らせることが必要という判断があった場合や区民からの要望により実施すればよい。現在でも弾力的に議会を開会ができることを踏まえると、あえて最初から土日に開会することはない。土日・夜間に議会を開会できることを意識的に広報していけば、開かれた議会だと示すことはできる。
- ・現時点では、インターネット中継を実施していることを踏まえ、区民から開会の要望が出た場合に、臨機応変に対応する姿勢をとっておくべき。
- ・区全体での議論が必要な内容など、案件に応じて実施する体制をとっておけばよい。定例的に開くのは、合理性の面からいかがか。

(その他意見)

- ・経費の点で実施の判断をするのは基本的に違う。

8. 正副議長の報酬の見直しについて

○検討の視点と課題

正副議長の月額報酬は、882,000円（議長）、773,000円（副議長）、議員の月額報酬は、598,000円である。（平成25年4月1日現在）

類似団体における正副議長の報酬額とのバランスを含め、議会の代表として行う公務と正副議長報酬の関係について、検討する必要がある。

検討論点1 正副議長の報酬の見直し

○検討結果

正副議長の報酬自体が高く、議長車等も考慮すると見直すべきとする意見と、現状を踏まえると報酬を見直す必要はないとする意見があり、一致に至っていない。

○主な意見

（見直すべきとする意見）

- ・正副議長の公務が大変なことは理解するが、正副議長としての報酬自体は高く、さらに議長車があり交通費もかからないのに費用弁償を受け取っているということを考慮に入れると、見直す必要がある。

（見直しの必要はないとする意見）

- ・正副議長の報酬については、報酬審議会で審議されており、議員が報酬について検討することはなじまない。
- ・報酬審議会はあるが、議員として報酬を考えることは悪いことではない。現状の公務内容から正副議長の報酬は妥当なものであり、見直しは今のところ不要。
- ・議会の代表としての正副議長の公務の実態を理解した上で、論点を整理し議論していくことは必要である。その上で、議会の代表として仕事をする以上は、正副議長にはある程度の保証が必要。
- ・他区とのバランスを考え、現状では見直しの必要性を感じない。

9. 議長車・タクシーチケットの廃止について

○検討の視点と課題

対外的に議会を代表する議長は、多様な会議やイベントに出席し、公務日数は年間300日を超えている。公務の円滑な遂行と移動の安全性を確保するため、議長車やタクシーチケットを活用している。

他団体や区長車の状況を踏まえ、議長車やタクシーチケットのあり方について、検討する必要がある。

検討論点1 議長車・タクシーチケットの廃止

○検討結果

庁有車等の代替手段の活用により、議長車・タクシーチケットを廃止すべきとする意見と、議会を代表する議長の移動手段の確保の必要性から廃止すべきでないとする意見があり、一致に至っていない。

なお、費用弁償を実費とする場合には、議長車・タクシーチケットも活用する余地はあるとする意見がある。

○主な意見

(廃止すべきとする意見)

- ・議長車の使用により交通費がかかっていないにも関わらず、費用弁償を受け取っている仕組みを見直すべき。なお、費用弁償を実費とするなら、議長車やタクシーチケットも場合によっては必要。
- ・専用車は廃止すべき。代替として庁有車及び休日夜間はハイヤーで対応すべき。

(廃止すべきでないとする意見)

- ・多くの公務を行わなければいけない中、議長車は、移動を考慮すると必要。
- ・タクシーチケットは、公務が夜遅い際に必要。
- ・議長は議会の代表であり、移動手段の確保は絶対に必要である。その点で、従来通りの公用車でよいが、庁有車で同じ機能を果たせるのであればそれでもよい。
- ・議会の代表として公務を行う上で、移動手段の確保をある程度保証する必要がある。廃止すべきものではない

(その他意見)

- ・議長車・タクシーチケットの廃止は、費用弁償とのあり方とも関連する。また、議長車を今後も使用する場合は、常に経費削減の努力が必要。

10. 議員の健康診査の廃止について

○検討の視点と課題

議員の健康診査は、1人あたり22,720円（平成25年度実績）の公費で実施されている。

議員は、非常勤の特別職であるが、労働者ではないことから、労働安全衛生法に基づく健康診断は義務づけられていない。

他団体の実施状況及び特定健診等の制度の活用を視野に入れ、議員の健康診査の廃止について、検討する必要がある。

検討論点1 議員の健康診査の廃止

○検討結果

区民の代表である議員の健康診査は、引き続き公費で実施すべきとする意見と、特定健診や人間ドックの活用など各自の責任で実施すべきとする意見があり、一致に至っていない。

○主な意見

（廃止すべきとする意見）

- ・区民は、自分で特定健診や人間ドックなどを受診している。議員だから公費で行うというのではなく、自費でやればよい。自分の健康を守るための健診費を出すくらいの議員報酬はもっているはずであり、廃止すべき。
- ・廃止すべき。議員個人の健康診査の考え方にまかせる。

（廃止すべきでないとする意見）

- ・健康診査を受け、その結果を踏まえ、体調管理をすることは必要なことである。大変忙しい日常においては、個人で受診することが難しいため、継続してほしい。
- ・本来的に自己管理ということは十分わかるが、従来の健康診査は自分の健康を管理しやすい。現状の健康診査により、区民の代表である各議員の健康が、保たれている面があるため、現状通りでよい。
- ・金銭面では、自費で行えるが、公人としての対応を求められる中では、健康を確保する責任・義務があり、制度としての受診は必要と考える。

附 属 资 料

○議会改革検討会設置運営要綱

平成23年7月27日
豊島区議会
議会改革検討会

豊島区議会 議会改革検討会設置運営要綱

(設置)

第1 議会運営、議会活動全般を調査し、本区議会改革に向けた方策を検討するため、区議会正副幹事長会のもとに豊島区議会議会改革検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(構成)

第2 検討会は、区議会各会派等から選出された委員10名をもって構成する。

2 検討会に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

(運営)

第3 会長は検討会を代表し、会務を総括する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 検討会は、会長が必要に応じて招集する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の議員及び理事者を会議に出席させることができる。

5 委員以外の議員は、検討会を傍聴することができる。

(検討項目)

第4 検討項目は、区議会正副幹事長会の下命に基づき、会長が検討会に諮って決定する。

(報告)

第5 会長は、検討結果を区議会正副幹事長会に報告するものとする。

(庶務)

第6 検討会の庶務は、区議会事務局において処理する。

(委任)

第7 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他について必要な事項は、会長が検討会に諮って決定する。

○検討経過

回	開会日	議 題
第15回	平成25年 2月 6日	1. 議会基本条例について 2. 議会報告会について
第16回	平成25年 4月 8日	1. 議会報告会について 2. 討議のあり方について 3. 議会基本条例について
第17回	平成25年 4月23日	1. 議会報告会について 2. 討議のあり方について 3. 議会基本条例について
第18回	平成25年 5月21日	1. 議会報告会について 2. 議会基本条例について
第19回	平成25年 6月 7日	1. 委員の変更について 2. 議会報告会について 3. 請願・陳情者の意見陳述制度について 4. 討議のあり方について
第20回	平成25年 7月26日	1. 議決事項について 2. 討議のあり方について
第21回	平成25年 8月28日	1. 請願・陳情者の意見陳述制度について 2. 討議のあり方について
第22回	平成25年 9月11日	1. 議会改革検討会における配付資料及び会議録の取り扱いについて 2. 討議のあり方について 3. 議会基本条例について 4. 傍聴制度について
第23回	平成25年10月29日	1. 請願・陳情者の意見陳述制度について 2. 議決事項について 3. 傍聴制度について
第24回	平成25年12月19日	1. 土日・夜間議会について 2. 議会基本条例について 3. 正副議長の報酬の見直しについて 4. 議長車・タクシーチケットの廃止について 5. 議員の健康診査の廃止について
第25回	平成25年12月26日	1. 議決事項について 2. 土日・夜間議会について 3. 正副議長の報酬の見直しについて 4. 議長車・タクシーチケットの廃止について 5. 議員の健康診査の廃止について

		6. 議会基本条例について 7. 傍聴制度について
第26回	平成26年 1月10日	1. 傍聴制度について 2. 議会改革検討会25年検討結果報告(素案)
第27回	平成26年 1月21日	1. 議会改革検討会25年検討結果報告(案)

○議会改革検討会委員名簿

会 派 名	委 員 名
自 民 党 豊島区議団	◎本橋 弘隆
	竹下 ひろみ (第18回まで)
	村上 宇一 (第19回から)
公 明 党	○木下 広 (第5回まで)
	○中島 義春 (第6回から)
	高橋 佳代子 (第18回まで)
	島村 高彦 (第19回から)
日本共産党	小林 ひろみ
	森 とおる (第18回まで)
	渡辺 くみ子 (第19回から)
自治みらい	村上 典子
	大谷 洋子 (第18回まで)
	永野 裕子 (第19回から)
みんな・無所属 刷新の会	古坊 知生 (第1回は刷新の会、第18回まで)
	関谷 二葉 (第19回から)
生活の党	橋本 久美 (第13回まで。第1回はみんな、第2回から第12回はみんな・無所属刷新の会)

※ ◎は委員長、○は副委員長

おわりに

分かりやすい、開かれた議会を目指し、平成23年7月に立ち上がった議会改革検討会は、足かけ3年、27回にわたる検討を行いました。豊島区議会の歴史上、画期的な出来事と言えるのではないのでしょうか。

平成24年に続き、平成25年の検討結果報告をとりまとめることができましたのは、まずもって各委員の見識と活発な討議の成果によるものにほかなりません。報告には、各委員の並々ならぬ議会改革への情熱が注がれております。改めて深く敬意を表します。

先人が築いた伝統を守りつつ、環境の変化に柔軟に対応できる自立した強い議会を創り上げることが私達の使命であるとともに、複雑化する社会情勢を切り拓き、未来へつなげる政策の立案と決定が議会に求められています。行政改革が進む中、議会の改革が遅れることがあってはなりません。そして、検討結果を一刻も早く区民の皆様にお伝えすることが、大変重要なことであると考えております。

本検討会での成果が、豊島区政の伸展に寄与するとともに、さらなる改革の前進の礎となることを祈念しつつ、会長はじめ、委員各位の多大なるご協力とご苦勞に感謝し、あいさつとさせていただきます。

平成26年1月吉日

議 会 改 革 検 討 会
副 会 長 中 島 義 春

議会改革検討会 24年検討結果報告

平成24年12月

豊島区議会・議会改革検討会

はじめに

議会改革検討会は、平成23年7月12日の正副幹事長会の決定により設置され、第1回の同年7月27日から、本日分まで18月にわたり計14回開催されました。委員各位の熱心な討議により平成24年の検討結果報告として正副議長並びに正副幹事長会に報告できますことは大きな喜びです。

調査研究に基づく検討をゆだねられた本会の使命は、早期に論点を整理し、正副幹事長会にその成果を報告し、説明責任を果たすこととも言えます。

議会改革における検討項目は全部で22項目となっておりますが、「議会事務局の職員体制」と「会議録」につきましては、すでに検討が終わり、改革案が実施に移されております。事務局の政策立案機能向上に向けた政策調査部門の強化と音声認識システムの導入による会議録の早期作成に取り組んでいるものです。

本報告は、「議会広報紙」から「緊急時の議会機能」までの10項目について、出された意見を要約し、とりまとめたものとなっております。残された10項目についても、引き続き精力的な検討が必要となっております。

本検討結果が正副幹事長会での更なる議論の成熟と改革案の実行にとって有用な資料として活用されることを心から祈念するとともに、副会長はじめ、委員各位のご協力に衷心より感謝申し上げます。

平成24年12月吉日

議会改革検討会

会長 本橋弘隆

目次

1. 議会広報紙について.....	1
2. 議会改革にかかる区民アンケートについて.....	3
3. 議場警備員について.....	4
4. 費用弁償について.....	5
5. 予特・決特について.....	6
6 一般質問について.....	8
7. インターネット中継について.....	12
8. 議員個人の議決表明について.....	14
9. 年間の議会日程について.....	16
10. 緊急時の議会機能について.....	17

附属資料

○議会改革検討会設置運営要綱.....	20
○検討経過.....	21
○議会改革検討会委員名簿.....	23

◇ 本報告書は、各検討項目において「検討の視点と課題」、各「検討論点」に対する「検討結果」及び「主な意見」を記載しています。記載内容は以下のとおりです。

「検討の視点と課題」…検討に至った背景、課題に対する認識等。

「検討論点」…検討に際して論点とした項目。

「検討結果」…検討会において一定の結論を得たものは結論を記載。意見が分かれたため、結論に至っていない場合は各意見を記載。

「主な意見」…各検討論点に対する委員の発言の趣旨をまとめた形で記載。

1. 議会広報紙について

○検討の視点と課題

議会広報は議会情報を適宜発信することで区民への説明責任に寄与するとともに、議会活動に対する区民の関心を高め理解を得ることで、自治の推進に寄与する機能をもつ。

議会広報における情報発信のツールは、各種機関による報道、テレビ、インターネット等多様な媒体による方法を選択することが可能であるが、区民に最も親しまれている「区議会だより」について、多くの区民に対し、より開かれ、かつ、より分かりやすくする方向で、その編集、配布のあり方を検討する必要がある。

(1) 全戸配布 検討論点

○検討結果

広報としまの全戸配布と同時に実施することが望ましいが、経費増が見込まれることから、実施効果を考慮しつつ、配布時期・回数を検討のうえ導入する。

○主な意見

(実施に向け検討すべきとする意見)

- ・区内の新聞購読状況が全世帯数の約6割である現状を踏まえると、全戸配布の意義はある。
- ・高齢者などの見守りのことを考えると区議会だよりを全戸配布する必要がある。ただし、経費増の側面を考慮に入れると実施時期は慎重に見定めるべき。
- ・広報としまとの同時配布、発行部数、配布先についてはさらに検討の必要がある。
- ・全戸配布の委託先については、シルバー人材センターも考慮に入れ検討すべき。

(2) メールアドレスの掲載 検討論点

○検討結果

迷惑メール対策等を行ったうえ、区議会だよりに区議会事務局のメールアドレスを掲載する。

○主な意見

(実施すべきとする意見)

- ・区民からの声を議会に反映させられるように、区議会だよりにメールアドレスを掲載す

るべき。

(3) 特別委員会の活動状況の掲載 検討論点

○検討結果

議会における特別委員会の活動状況をさらに充実して掲載すべきである。本会議、常任委員会に係る紙面の割り振りとの調整を行い、掲載する内容についてさらに検討を進める。

○主な意見

(特別委員会の報告を掲載すべき等の意見)

- ・議員の活動を区民に知ってもらうためには、視察報告の掲載など特別委員会の活動を掲載すべき。
- ・限られた紙面で特別委員会におけるどのような情報を掲載するか、掲載内容、掲載回数等の調整が必要である。

(4) 編集委員会の設置 検討論点

○検討結果

議員が編集に関与する組織（編集委員会）を議会に設置する。編集委員会の名称、担うべき機能等については今後検討を進める。

○主な意見

(編集委員会を設置すべきとする意見)

- ・他の議会の例を見ても、区議会だよりの編集には議員が積極的に関与している例が多い。何らかの形で議員が区議会だよりの編集に携わる必要がある。少なくとも議員は事務局が作成した編集案の確認、承認には携わるべきであり、なるべく早い段階から編集に関与することが望ましい。
- ・編集、発行責任の所在が区議会にあると明記されるのであれば、編集に議員が入るべき。
- ・編集委員会の役割をどう定めるかが重要であり、編集を承認するだけなら正副幹事長会で足りる。
- ・区議会だよりに限らず、議会の広報活動全般について議員が関与する組織（委員会）等を設置することが必要。

2. 議会改革にかかる区民アンケートについて

○検討の視点と課題

開かれた議会、かつ、分かりやすい議会を目指す過程において、区民意識や区民の考え方を踏まえつつ、政策立案機能や行政監視機能をはじめとする議会の諸機能を見直し、議会全体の機能をさらに高めていくことが求められている。

現状では議会として区民アンケートを実施していないため、実施の必要性や手法等について検討する必要がある。

(1) アンケートの実施 検討論点

○検討結果

区民の（議会に対する）意識調査を早期に実施し議会改革に役立てるべきとする意見と、アンケートの目的、内容などの具体的な取扱いを決めてから実施すべきとの意見があり、一致に至っていない。

○主な意見

（調査を早期に実施すべきとする意見）

- ・アンケートから始める議会改革もあり、区民の議会に対する評価の現状把握が必要。
- ・議会改革検討における早い段階で議会改革の課題を発見し整理することが必要。区民の意識を踏まえた改革とするため、意識調査を先行実施すべき。

（内容、実施時期等の検討が必要とする意見）

- ・議会改革を始めるための区民意見を聴取するには、アンケート内容のさらなる検討が必要。
- ・目的、内容、結果の反映など、具体的な取扱いが決まらない中では、アンケート結果に引きずられ、議員の自由な議論が展開されない恐れがあることから、実施は慎重にすべき。
- ・議会改革検討会の議論を充実させ、改革の姿勢を区民に示す段階で、区民の意向を聴くので足りる。
- ・広く漠然とした論点について意識調査を行うよりも議会の議会改革についての考えを示したうえでの区民アンケートとすべき。
- ・他自治体の事例等から、議会基本条例の議論が高まっていない現段階でのアンケート実施は時期尚早。

3. 議場警備員について

○検討の視点と課題

不測の事態に備え、議場内外に係るセキュリティ対策を講じておく必要がある。
23区の中で議場内（傍聴席を除く。）に警備員を配置しているのは豊島区のみである。議場内の保安の維持に警備員（民間委託）の臨場が必要か、あるいは事務局職員（臨場職員を含む。）及び本庁舎警備員による態勢で足りるか、現状の機能の実効性について検討する必要がある。

(1) 議場警備員の廃止 検討論点

○検討結果

23区で唯一議場内（傍聴席は除く。）に警備員（衛視）を配置する必要性はないとする意見と、現行の議場入口にしか警備員が配置できない状況では廃止は慎重に行うべきとの意見があり、一致に至っていない。

○主な意見

(事務局職員対応及び区の警備態勢で足りるとする意見)

- ・現在の形での議場内への警備員の配置は必要ない。傍聴者への対応（保安要員の配置）に努めるべき。
- ・本会議開会中の議場外（4階）の警備が十分であれば保安体制は足りる。議場内の警備は必要ない。
- ・本会議場の警備・保安は事務局職員による対応で可能。

(専門の警備職が必要とする意見)

- ・廃止になった場合の対応に懸念があり、危機管理の観点から、万が一に備え警備員は必要。拙速な廃止には慎重にならざるを得ない。
- ・議会の秩序・安全維持や危機管理の観点から、正規職員（警備職）で対応すべき。

(傍聴席等への配置に係る意見)

- ・新庁舎の議場における警備員の配置は、新庁舎のセキュリティ対策との兼ね合いを踏まえ、今と同じ場所に配置する必要はなく、傍聴席の入口や議場の出口でもよい。

4. 費用弁償について

○検討の視点と課題

議会活動に係る費用弁償について、その必要性も含め区民に対する説明責任がより一層求められている。

現在、議会活動に係る費用弁償として日額旅費 3 千円を支給している。他区の状況をみると、近年、費用弁償（日額旅費）を廃止あるいは実費支給とする区がある。

今後とも日額旅費として費用弁償を支給するか、廃止若しくは削減等の見直しについて検討する必要がある。

(1) 費用弁償の廃止（見直し） 検討論点

○検討結果

①費用弁償の廃止、②費用弁償の日額を廃止し実費相当額とするべき、③費用弁償の日額を引き下げてきた経緯（平成16年支給分から3千円。それ以前は5千円。）を踏まえ諸雑費を含む費用弁償のあり方の見直しは慎重に行うべきとの意見があり、一致に至っていない。

○主な意見

（現行の日額による費用弁償は説明がつきにくいとする意見）

- ・ 今後、身体に障害のある議員や車の使用が日常的に必要な議員が現れた場合には活動を保障するため、実費弁償としての費用弁償が必要。
- ・ 本会議や委員会の出席に対しての日当や日額旅費としての支給は説明がつきにくい。
- ・ 費用弁償として実費分を支払う余地もあるが、議員報酬から充てるので足りる。平成24年4月分からは会派の全議員が法務局に供託している。
- ・ 日額として一定額の3千円が交通費なのか必要経費なのか不明確であり区民にはわかりにくい。費用弁償の明確な定義づけが必要。

（見直しは慎重に行うべきとする意見）

- ・ 報酬審議会等の議論にも関係するため、時間をかけて、今後の方向性を検討することが必要。
- ・ 法的な根拠も明確で、議員が費用弁償を受ける権利を裁判所も認めている。引続き支給すべき。見直しにはさらに慎重な検討が必要。

（その他意見）

- ・ 費用弁償が支給されなくなった場合には、議員報酬の議論となり、報酬審議会などの議論を見守ることも必要。

5. 予特・決特について

○検討の視点と課題

予算の決定、決算の認定は条例制定等と同様に議会における最も重要な権限である。

予算・決算の特別委員会を全議員の半数で構成する現状では、4年の任期中に2度担当することとなるが、各議員が区民の代表であることに鑑みて改善の余地がある。毎年議員が予算及び決算の審査に関わることは法の趣旨に適うものであり、検討する必要がある。

(1) 会議体のあり方（全議員による審査の実施）

検討論点

○検討結果

予算・決算の特別委員会における審査は議員の最重要の任務の一つであることから、全議員による審査を行うべきとする意見と、現状でも会派を通して毎年の審査に参加することができ、かつ、議員が区政全般に係る監視能力を養う有用性があることから、半数の議員が2年に1回、委員を務める方式を維持すべきとの意見があり、一致に至っていない。

なお、全議員による審査を実施する場合でも、分科会方式による審査を支持する意見と、全議員により全款の審査を行う方式を支持する意見があった。

○主な意見

(全議員で審査を行うべきとする意見)

- ・議員は個々に選ばれており、現行の4年のうち2年（現行方式）の審査では、議員の職責を果たすうえで不十分。全議員（分科会方式を含む。）による審査は議員の最優先事項である予算・決算に係る実質的な審査に毎年参加できる制度として優れている。一人会派の審査参加を保障するメリットがある。
- ・分科会方式は短い日程で審議時間を多く確保できるなど、行政に対するチェック機能を働かせることができる。款別審査を行う分科会では他の款に関する発言はできないとの反対意見があるが、総括質疑を充実させ、審査日程、日数等を工夫すれば問題ない。
- ・費用弁償等の予算上の問題がクリアできるのであれば、全員参加で実施するのが本筋。
- ・現行の方式を維持するとしても全議員で審査を行うべき。
- ・まずは全議員による審査を追求すべき。（現行方式）の審査では不可能であれば全議員による分科会方式での審査を行うべき。

(現行の審査方式を維持するのでよいとする意見)

- ・ 現行の予特・決特委員数は会派の半数になるものの、会派全員で審査を行っている認識はある。
- ・ 4年に2度ではあっても、審査内容について情報共有する中で予算決算の審査内容について情報共有している。
- ・ 決算での議論を予算の審査に活用することが期待されている現行方式では、一人あたりの質疑時間を確保する必要がある。全員参加方式では一人あたりの質疑時間が十分に確保できない。
- ・ 全議員による分科会方式の場合には審議できる項目が限定されるため、本当に予算・決算審査に全員が関わっていると言えるか疑問。
- ・ 分業体制による分科会方式で行わなければならないなら、同時開催の問題など現状施設での実現は困難。
- ・ 款別だけで審査できる議題は少なく、様々な部署に跨る施策もあるため、多くの関係理事者を臨席させる必要が高いため、全議員参加方式は難しい。
- ・ 専門化の方向は議員の審査能力育成などの点で疑問がある。
- ・ 現行方式は少数（半数）による集中審議を可能としており優れている。現行の質疑時間は少ないので、時間枠制度は廃止すべき。

(その他意見)

- ・ 全議員で審査することの効果は疑問だが、会派に所属していない場合は現行の方式では不都合があると感じる。

6 一般質問について

○検討の視点と課題

議場での一般質問による質疑応答は、区の基本政策、施策等のあり方をめぐり理事者と議員との間で繰り広げられる政策論議の花形である。しかし、現行の日程、答弁のあり方は長時間化の観を否めず、区民の目からみてわかりにくいものとなっているため、質問等の方式について政策上の論点を明確化する方向で改善を図るため検討する必要がある。

(1) 質問方式 検討論点

○検討結果

多分野に跨る課題や重層的な論点を質すうえで有用性から従前どおりの一括方式を維持すべきとする意見と、論点が明確になり区民に分かりやすい一問一答方式を導入すべきとの意見があるが、一致には至っていない。

なお、一問一答方式を採用する場合において、一括方式との併用あるいは選択を採用すべきとの意見が多数を占めた。

○主な意見

(一問一答方式を導入すべきとする意見)

- ・一問一答方式は質疑応答の関係が明確で、区民にとって大変分かりやすい。
- ・一括方式の長所と一問一答方式の長所を認めつつ、一問一答方式と一括方式のいずれかを選択若しくは併用することを議員が選択できる運用にすべき。
- ・効率的な会議運営と活発な議論の場を目指すのであれば、一問一答方式は優れている。
- ・一問一答方式に切り替えたうえで元に戻すことは避けるべき。当面は柔軟に併用型による選択方式を導入するのがよい。

(一問一答方式の導入には慎重であるべきとする意見)

- ・豊島区議会が永年実施し定着している現行方式を重んじる観点から、一問一答方式や併用型の導入には慎重であるべき。
- ・一問一答方式は確かに分かりやすいが、答弁者が入れかわり立ちかわり答弁する場合には、かえって時間がかかり不経済。
- ・実際に一問一答を行っていない状況では、その導入についてのイメージが持てない。
- ・一問一答方式の場合に質問時間のみの持ち時間制とするのか、答弁時間を含めた持ち時間制とするのか、後者であれば質問時間が短くなる可能性もあり、その点の検討が必要。

(設備との関係も考慮すべきとする意見)

- ・ 一問一答方式では演壇若しくは質問者席（対面方式）からの質問が想定される。費用のかからない方法にすべき。
- ・ 一問一答方式を導入した場合、インターネット中継におけるカメラと演壇の位置関係を整理すべき。
- ・ 一問一答方式と一括方式の併用にすれば、マイクの設定や位置について検討が必要。

(2) 持ち時間制 検討論点

○検討結果

持ち時間制を廃止すべきとする意見と現行の一括質問方式による持ち時間制を変更する必要はないとの意見があり、一致には至っていない。

一問一答方式を採用した場合でも現行の質問時間は確保すべきとの意見があった。

○主な意見

(持ち時間制は維持すべきとする意見)

- ・ 現行の一括方式による質問時間は確保したいが、質疑応答（答弁も含めた）全体の持ち時間制の検討も必要。
- ・ 豊島区議会の伝統を重視すれば、今までどおりの一括質問方式と持ち時間制は維持すべき。
- ・ 質問時間は従来どおり確保すべき。一問一答方式を導入する場合でも、現行の質問時間を確保することが前提。

(持ち時間制は廃止すべきとする意見)

- ・ 持ち時間制は廃止して自由闊達に議論するための仕組みづくりが必要。

(一問一答方式による持ち時間制を検討すべきとする意見)

- ・ 26市における多様な質問方式、持ち時間制等を参考にしつつ、最も効率的な形で、活発に議論できるよう、一般質問の方式と持ち時間制のあり方を整理すべき。
- ・ 持ち時間制を維持しつつ、一問一答方式を採用すべき。
- ・ 持ち時間は会議運営上必要であることから、一問一答と一括方式の併用方式の中で時間配分が現実に適合するような運用にすべき。
- ・ 発言者の質問時間をある程度決めることは会議運営上最低限必要。

(3) 会議時間・日程 検討論点

○検討結果

①開議時刻を10時からとし、かつ、現行の2日間とする意見、②開議時刻は現行13時のままとし日数を1日増やし3日間とする意見、③現行の日程(13時開議・2日間)を維持するべきとの意見があったが、三意見の一致には至っていない。

○主な意見

(時間・日数を変更すべきとする意見)

- ・ 質疑時間を確保するため、2日間の場合は午前中に開会すべき。午後1時から開会の場合は日程を3日間にすべき。3日間の場合は現状の持ち時間制を前提に午後5時ぐらいの終了が可能となる点で改善が図られる。
- ・ 質問者は熟考のうえ質問をしており、明確な答弁を求めていることから、日程は3日間、場合により4日間もあり得る。午後の時間だけでも(一般質問を聴き続けるのは)大変という思いがあり、午前中からの開会には反対。
- ・ 1日増やし3日とする場合、増分(日数分)は本会議最終日を後ろにずらすべき。2日間では終了時間が遅くなり、行政側の職員の業務(超過勤務等)への影響も考慮すべき。

(長時間化の原因を検討すべきとする意見)

- ・ 2日間で終わらせるべき。現状の会議時間が長時間になる原因をさらに検討のうえ対策を講ずるのが筋であり問題は解決しない。やみくもに2日を3日、4日とすることは避けるべき。

(4) 一般質問と代表質問の区分 検討論点

○検討結果

現状の一般質問は、代表質問と個別質問が混然一体として行われている実態があり、代表質問と一般質問を分けて実施する必要性はないとの意見が多数を占めた。

○主な意見

(一般質問として従前どおり行うべきとする意見)

- ・ 代表質問、個別質問のあり方は会派の選択に委ねるべきである。
- ・ 各会派とも常識的な範囲で一般質問をすることが重要。
- ・ 一般質問と呼んでいるが、会派を代表しての質問と認識している。代表質問か一般質問かにこだわるべきではない。

- ・短くする前提で代表質問と一般質問を分けて行うべきではない。
- ・曖昧な定義によりうまくいっている面もあり、変える必要はない。すべての一般質問について会派の納得が肝要。
- ・現状では十分質問時間を確保しつつ、申合せの持ち時間に沿って各会派が常識に基づいて行っている。

7. インターネット中継について

○検討の視点と課題

インターネットは情報化が進んだ現代、大変有用な情報伝達手段であり、開かれた議会をめざす観点から、区的意思決定プロセスをよりオープンにするインターネット中継で、情報公開度の向上を図ることが可能となる。

現在、豊島区議会におけるインターネット中継は本会議と予特・決特のみを録画にて配信しているが、常任委員会等への中継対象の拡大や生中継の実施、その他の情報提供手段（ケーブルテレビ等）の活用について、検討する必要がある。

(1) 中継の拡大（常任委員会・特別委員会） 検討論点

○検討結果

インターネット中継については、会議の公開の趣旨から常任委員会及び特別委員会についても拡大して実施していくべきである。

○主な意見

(中継を拡大すべきとする意見)

- ・情報公開という点では拡大すべき。委員会は各会派からの委員で構成されていることから、ルールづくりは慎重に議論すべき。
- ・ネット配信は議論の過程を伝える情報発信手段として有効であり必要。
- ・常任委員会・特別委員会は時間配分が決まっていないことから、運営方法の検討が必要。
- ・事務局は機械操作とは別に、議事の運営にも集中する必要があることに留意すべき。
- ・中継対象の拡大には一定の設備が必要だが、過剰な投資に至らないよう留意すべき。
- ・ネット中継は情報公開上重要であり、新庁舎移転に伴うハード面の整備を機に、積極的に拡大すべき。
- ・低予算で情報公開を進めるべき。民間ウェブサイトを活用すれば低コストで中継拡大が可能であることから、不適切な広告の問題などが解決できれば導入すべき。

(2) ライブ中継の拡大 検討論点

○検討結果

ライブ中継を拡大すべきとする意見と慎重に検討すべきとの意見があり、一致には至っていない。

○主な意見

(ライブ中継を拡大すべきとする意見)

- ・配信技術があれば実施すべき。画面（アングル）は固定になるが、低コストの動画中継サイトの活用により実施可能。
- ・議員による不規則発言がインターネット上に流れるのは致しかたない。
- ・現在のインターネット中継は遅く、画像が悪い。スマートフォンで映像を見られないのは情報公開が十分ではないと同義である。
- ・インターネット中継の配信を3日後（現時点）に行うのは遅すぎる。課題が克服できれば完全な生中継ではなくても、10分、5分遅れでも中継すべき。

(慎重に検討すべきとする意見)

- ・不適切発言も含めて、正確な情報を区民に見てもらう必要があるため、委員会へのライブ中継導入は慎重に議論すべき。
- ・予算・職員体制・ルールづくりを決定した上で決定するべき。
- ・議会審議が止まることや委員会における様々な発言の問題など課題があり、さらに議論が必要。他の自治体にも同様の課題があり、ライブ中継を実施していない点に留意すべき。
- ・不適切な発言ばかりが目されることのないよう議員が注意すべき。
- ・議員がどんな議論をしているかが問われる。
- ・不適切発言後にフォロー体制をとっても、ライブ中継しか見ていない人には届かないため、慎重に検討すべき。
- ・録画・ライブの両方を実施しても、その成果は明らかではない。
- ・ネット環境や人的配備に伴う経費の問題から、慎重に検討すべき（中継拡大を優先すべき）。

(ケーブルテレビ等の導入に係る意見)

- ・ケーブルテレビは費用面を考慮し、実施可能になれば、検討の課題としてよい。
- ・視聴者数をみるとケーブルテレビでの放送も検討する余地は十分にある。

8. 議員個人の議決表明について

○検討の視点と課題

議員個人の議決表明結果を公表することは、選挙で選ばれた議員個人として議会活動の中身を明確にすることに貢献し、区民（有権者）の知る権利に応える。

また、電子採決システムを利用することにより、傍聴者やインターネット中継において議員個人の議決に対する賛否（あるいは投票数）を確認することが可能となる。

現状における議員の議決に係る賛否（議決表明結果）は、区議会だより、ホームページ上で公表していない。

議員の区民に対する説明責任を考えるうえで、議員個人の議決表明結果の公表について、検討する必要がある。

(1) 議員個人の議決表明の公表 検討論点

○検討結果

区民に議員個人の議員活動を知らせるためにも、議員個人の議決表明を公表すべきとする意見と、会派単位の公表で十分であり、区議会だよりの紙幅の関係上、掲載困難であることなどから必要ないとの意見が出され、一致には至っていない。

○主な意見

(公表すべきとする意見)

- ・議員個人の議決表明は公表すべきだが、実施内容、方法等の詳細については今後の課題。方向性は示すべき。
- ・区民に議員個人の議員活動をわかりやすくするために必要。
- ・会派の意思表示が前提であっても、個人の意思が公表されてよい。公表の仕方（ホームページ、区議会だよりにおける表記等）が課題。

(さらに議論して整理すべきとする意見)

- ・豊島区議会における会派とは「政策集団」と定義しているので、会派内で意見が分かれることは想定困難。会派のあり方論から整理すべき。
- ・電子採決システムの導入に係る検討結果も参考とすべき。
- ・公表の必要性が高いとは思えないが、個人の議決表明を公表しても差し支えはない。

(2) 電子採決システムの導入 検討論点

○検討結果

本会議場の押しボタン式採決システムについて、その運用上のルールを含め、導入する際の費用・効果等に係る調査検討は議会施設検討会に委ねる。

○主な意見

(導入しておくべきとする意見)

- ・ 導入する方向を出し、議会施設検討会の検討に委ねるべき。
- ・ 将来の需要に対応しうる施設として整備しておくべき。

(さらに検討が必要とする意見)

- ・ 導入する場合でも経費等の情報が必要。設備については議会施設検討会で予算面を含め検討・評価するべき。
- ・ 議員個人の議決表明の扱いを決めてから設備、システムの導入を決めるべき。全会一致により決定すべき。
- ・ 起立採決で議席名簿を傍聴者に配付すれば足りる。
- ・ 電子採決システムは議員個人の議決表明を明らかにする一つの方法として考えられる。電子採決システムの導入についての検討を議会施設検討会に委ねるべき。

9. 年間の議会日程について

○検討の視点と課題

年間の議会日程を公表することで、議会傍聴や区民等が参加する会議・イベントなど諸活動の予定が組みやすくなる。

開かれた議会をめざすためには、区民が傍聴しやすい仕組みをつくる必要があり、区民の関心を高めていく必要がある。

現在、豊島区議会においては、年間の議会日程を作成しておらず、定例会ごとに会期等を決定している。年間あるいは半年の日程を作成し、予め（早期に）区民に公表することについて、検討する必要がある。

(1) 年間の議会日程の作成・公表 検討論点

○検討結果

年間の日程を決め、区民に周知すべきとする意見と、年間日程（変更の場合を含む。）の決定方法、周知方法等の検討がさらに必要との意見があり、一致には至っていない。

○主な意見

(年間の議会日程を示すべきとする意見)

- ・年間日程を決めることは、決して悪いことではない。年間日程を決めるべき。
- ・日程の変更について改めて周知する必要があるものの、予め日程を決めた方が、他の日程調整等がスムーズにいく。日程変更をした後の周知方法が課題。
- ・年間日程に係る区民の予測可能性をどこまで保障するかの問題と捉えるべき。
- ・区長の招集権を侵すという考えから年間日程を決められないとする区もあることから、議会が招集する場合の議論も必要。
- ・あいまいな形の日程では、区民に振り向いてもらえない。

(慎重に検討すべきとする意見)

- ・メリット・デメリットについての検討がさらに必要。
- ・年間日程を決めなくてはならない理由と決めなくてもよい理由を、さらに整理し議論すべき。
- ・年間の日程を決定する時期、区民への周知方法が課題。
- ・先に日程が出ていると、躊躇して具体的日程の変更がしにくいという難点がある。
- ・年間の日程をいつ、どこで決定するのか、変更後も含めた区民への周知方法等については、慎重な議論が必要。

10. 緊急時の議会機能について

○検討の視点と課題

大規模な災害等が発生した場合に、正常な形での議会活動が困難となる場合を想定し、議事機関のあり方を議員間で共有しておくことに意義がある。

東日本大震災以降、防災計画の見直しや業務継続計画（BCP）作成に着手している例が多いが、本区においては議会・議員について特段の役割を定めたものがない。また、災害発生等緊急時に議会を開会できない場合の首長の専決処分に対し、議会がどのように連携・関与するかも決まっていない。

区民の生命を守るべき立場の議会が本来の機能を早期に発揮できるよう、緊急時における区議会の役割、議員の行動基準をあらかじめ定めておくことについて、検討する必要がある。

(1) 議会独自の災害対策本部を設置（議会・議員の役割等を規定） 検討論点

○検討結果

議会独自の災害対策本部の設置については、今後さらにその機能、内容等の検討を進める。

○主な意見

（緊急時の組織は必要とする意見）

- ・区と区議会の関係を明確にすべき。情報の共有は必要であり、議会の役割を決めておくことが必要。
- ・有事のときに機能する要綱は必要。要綱（骨子案）に肉づけすることにより、組織化した議員の役割を定めておくことが重要。
- ・現在の議員の役割や立場を定めたものがないのはよくない。早い段階で議会機能が復旧できるようなものの検討が必要。
- ・災害時にも、議会の独自性を保つことに意味がある。区災対本部と議会災対本部の綿密な連絡、連携を進めるべき。
- ・議会災対本部のあり方については、骨子案についての検討がさらに必要。
- ・事前に詳細に作っても、いざという時にはそのとおりに出来ない。議員が参集し、議会が関与することについての整理が必要。
- ・日常と同じ状況であれば正副幹事長会や議員協議会を招集すれば足りる。場合によっては議会災対本部を設置する方法もある。
- ・幹事長と委員長を兼ねるケースも有るため、要綱における副本部長の役割があいまい。

- ・他区や被災地の状況についての調査結果も参考に、機能する組織を構築すべき。
- ・要綱はできるだけ簡略化し、災害時に機能するものとするべき。
- ・骨子案では「会派の幹事長を通じ」となっているが、交渉会派ではない議員もいることから補足が必要。
- ・議会災対本部が行政の足を引っ張らないように注意しつつ、互いの災対本部がよりよい相乗効果を目指し機能するべき。
- ・議会災対本部として独立した組織とするべきか、区災対本部の中に議長がメンバーとして入るべきか、今後検討すべき。

附 属 资 料

○議会改革検討会設置運営要綱

平成23年7月27日
豊島区議会
議会改革検討会

豊島区議会 議会改革検討会設置運営要綱

(設置)

第1 議会運営、議会活動全般を調査し、本区議会改革に向けた方策を検討するため、区議会正副幹事長会のもとに豊島区議会議会改革検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(構成)

第2 検討会は、区議会各会派等から選出された委員10名をもって構成する。

2 検討会に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

(運営)

第3 会長は検討会を代表し、会務を総括する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 検討会は、会長が必要に応じて招集する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の議員及び理事者を会議に出席させることができる。

5 委員以外の議員は、検討会を傍聴することができる。

(検討項目)

第4 検討項目は、区議会正副幹事長会の下命に基づき、会長が検討会に諮って決定する。

(報告)

第5 会長は、検討結果を区議会正副幹事長会に報告するものとする。

(庶務)

第6 検討会の庶務は、区議会事務局において処理する。

(委任)

第7 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他について必要な事項は、会長が検討会に諮って決定する。

○検討経過

回	開会日	議 題
第1回	23年 7月27日	1. 検討会の運営について (1) 検討会の設置について (2) 検討会設置運営要綱(案)について (3) 会議録について 2. 検討会の検討項目について
第2回	24年 1月17日	1. 検討項目について 2. 今後の検討の進め方について
第3回	24年 2月10日	1. 検討会の進め方について 2. 検討課題にかかるスケジュールについて 3. 会議録作成の短縮(音声認識システムの活用)について 4. 事務局の役割と職員体制について
第4回	24年 3月28日	1. 議会広報紙について 2. 議会改革にかかる区民アンケートについて
第5回	24年 4月19日	1. 議会広報紙について 2. 議会改革にかかる区民アンケートについて 3. 議場警備員について 4. 費用弁償について
第6回	24年 5月19日	1. 議場警備員について 2. 費用弁償について 3. 議会改革にかかる区民アンケートについて
第7回	24年 6月13日	1. 予特・決特について 2. 一般質問について 3. 費用弁償について
第8回	24年 7月18日	1. インターネット中継について
第9回	24年 8月 7日	1. 議員個人の議決表明について 2. 予特・決特について
第10回	24年 9月12日	1. 一般質問について 2. 年間の議会日程について 3. 予特・決特について 4. 議会広報紙について
第11回	24年10月31日	1. 緊急時の議会機能 2. 意見集約 ①一般質問

		②予特・決特
第12回	24年11月13日	1. 緊急時の議会機能について 2. 意見集約 ①議会広報紙 ②議会改革にかかる区民アンケート ③議場警備員 ④費用弁償 ⑤年間の議会日程 ⑥インターネット中継 ⑦議員個人の議決表明
第13回	24年11月27日	1. 議会改革検討会24年検討結果報告（素案） 2. 議会改革検討会の今後の予定
第14回	24年12月26日	1. 議会改革検討会24年検討結果報告（案） 2. 議会改革検討会の今後の予定

○議会改革検討会委員名簿

平成23年7月27日～

会 派 名	委 員 名
自 民 党	◎本橋 弘隆
豊島区議団	竹下 ひろみ
公 明 党	○木下 広 (第5回まで)
	○中島 義春 (第6回から)
	高橋 佳代子
日本共産党	小林 ひろみ
	森 とおる
自治みらい	大谷 洋子
	村上 典子
みんな・無所属 刷新の会	古坊 知生 (第1回は刷新の会)
生活	橋本 久美 (第13回まで。第1回はみんな、第2回から第12回はみんな・無所属刷新の会)

※ ◎は委員長、○は副委員長